

一体静甫事、平日思ひ切たるいたつら致し候人ゆへ、此段も心得可申候、以上、

一猶又別紙申入候、此節之儀いつれニも実事無之筋にて、外之事にて答候方可然と存候、先年相良と上田妹之節は、証拠等たしかに有之さへ極穩便にて、女はいとま、相良は其詰は無事にて相済申候程之事、此節之処見届候とは申なから無証拠ニも有之、其上段々様子考もいたし候へは、雲井と申は去年迄は子供にて、漸々十六七かと存申候、一体元氣ものにて、医師にもかきらす慰ニからかひ候者にて、平日皆々之慰ニ相成候人之様子ニ見受もいたし、花野其外之ものも同様ニ申候間、恐らくは実事は有ましく、からかひを見あやまり候哉も難計候間、夫らも念入可申候、弥からかひらしく候へ、退役迄ニ無之、転役位にて可然哉、此所は事実相知候上之事と存候、宗たん・拾等江も能々承り可申候、別紙之とおり小事之様にて一大事ニ候間、猶又申入候、以上、

六九〇 島津久光へ書翰 (安政四年カ) 八月二十

六日

〔育彬公芳翰・黒岡家蔵育彬公書翰影写所収(東大史料編纂所蔵、他に育彬公御筆(鹿児島県立図書館蔵)所蔵)〕

愈御安康珍重存候、然は明日下總事相談之事にて、其御方江可参と存候、御同意ニ候共、又不同意ニ候とも、先否御返事無之、いつれ近日御逢申候間、其節御相談申候上之方宜敷と存候間、厚く御考之上にて御返答成候趣御答有之候様存申候、此段内々申入置候、且此品此節江戸より到来ニ候間致進入候、以上、

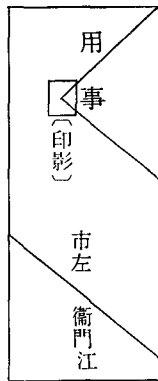
八月廿六日

周防殿用事

薩摩守

(島津家書翰集(日本史籍協会編)所収)

六九一 仙波永賓へ書翰 八月二十九日



一筆申入候、扱は出雲封書請取申候、此節返事遣候間宜敷可取計候、

一極内々申入候、来年より大島江和蘭船参候筈、右ニ付調文品も彼島江可持越、左候得はいつれ品物不遣候ては不相成候間、塗物第一好み候との事故、菓子重・たんす・文庫并ニ硯蓋・吸物わん・膳等之まき画之品、

取下シ度候得共、目立候ては不宜候間、琉人被下御見合之処にて、下り蒔画位之処にて、品々取入候様可致候、尤表向は近々用へやより掛合可申候得共、先内分申遣候間、一包か二包位之品見計ひ可取入候、碩箱・刀掛杯之品は不宜候間、其心得にて取入可申候、来二月比迄ニ当地江參候様致度候、先此段申入候、拾之引移之事、是は成丈早く取計可申候、拾之跡江は黒川か堤之内引移り可申付候、芝庭之用にて留守勝と聞得候間、西向ニ候へは宜敷と此段申入候、先は取込早々申入候也、

八月廿九日

〔高杉公書翰所収（東大史料編纂所所蔵）〕

六九二 鎌田正純へ書翰 八月二十九日

○この文書については、前半が「島津家書翰集」と「照国公文書」・「順聖公年譜」等とはかなり異なるにより、両方を掲げる。

六九二の
書面致披見候、愈無事珍重存候、扱申遣候条々心得申候、小野寺之事兼て承候人ニ御座候、先比申入候趣意も有之候間、其方自心得にて能々習ひ可申候、直助之義は何分人氣如何と存候間、折角習ひ候ても、以後

人々氣請いかゝと存候間、其方置置、左候て後年は呼候間、不離様能々可申置候、且屋敷出入之義、此節筑後江申遣候間心得可申候、

一 豊印之事下總より申遣候と、外

高輪之御都合勘考と相見得申候、しかしいつれ近々何とか治定之上都合克可取計候、

一 西洋調練之事ニ付所存是又尤ニ候、乍去未々早く御座候、彼を知り己を知て後宜敷と存候間、先兩三年は只今通にて、一同西洋会得之上、皇国相応之趣法取極メ候方と存候、当時色々入交り候ては、人氣種々ニ相成候と双方とも全備無覚束存申候間、其方ニても其心得にて西洋流篤と会得いたし、改正之節は加様と申義、只今より工夫専一と存申候、武田之五之數より、三之數にて組立候方と兼て存居申候、此段所存之俣申入候、五之數は尺ル數、三之數は不尽數にて、如何程多人數ニても割合宜敷と存申候、委細追々可申談候間、兼て工夫専一ニ存候、

一 屋敷中取しまり程克可取計候、学問之義、時々心附申付候様可取計候、先は先日之返事早々申入候、猶追々可申入候、以上、

八月廿九日

猶々、時氣加養專一ニ存候、迫田此間長崎附人申付候、江田事使番、土持広敷用人申付候跡取締申付候事ニ候、奥も側用人一返谷川江申付、産物方追々改正之筈ニ候也、

印

返事

出雲江

印

〔島津家書集所収日本史籍協会叢書〕

六九一の二

両度之書面相達令披見候、涼氣相催候処愈無事珍重に候、拟申越之趣委細令承知候、二度目之書面にて弥明白に相分り申候、追々承候処尤至極之事に存候間、早速と存候へ共、只々高輪之処如何と掛念に存申候間、下總申談工夫最中に御座候、駿河も同意ながら、殊の外高輪之都合勘考と相見得申候、しかしいづれ追々何とか治定之上都合克可取計候、

一西洋調練之事に付所存是又尤に候、乍去未た早く御座候、彼を知り己を知て後宜敷と存候間、先兩三年は只今通にて、一同西洋会得之上、皇国相応之趣法取極候方と存候、当時色々入交り候ては人氣種々に相成候と双方とも全備無覺束申候間、其方にてても其心得にて

西洋流篤と会得いたし、改正之節は加様と申義只今より工夫專一と存申候、武田之五之數よりも三之數にて組立候方と、兼て存居申候、此段所存之義申入候、五之數は尽ル數、三之數は不尽數にて如何程多人數にても割合宜敷と存申候、委細追々可申談間、兼て工夫專に存候、

一屋敷中取しまり程克可取計候、学問之義時々心附申付候様可取計候、先は先日之返事早々申入候、猶追々可申入候、以上、

八月廿九日

猶々、時氣加養專一に存候、迫田此間長崎附人申付候、江田事使番、土持広敷用人申付候跡取締申付候事に候、奥も側用人一通、谷川へ申、産物方追々改正之筈に候也、

〔照國公文書所収、他に順聖公年譜・薩藩史料首杉公(東大史料編纂所所蔵)〕

六九三 島津久寶へ書翰 九月二十五日

一筆申入候、道中無異平安通行之事と珍重存候、扱は御心願ニ付、堀田江申入候書面、別紙之通ニ候間、為

心得申入候、牧野・久世は、其方持參之封書にて可然と存候、志賀・加藤江、仕向有之方可然と存候間、今日便武兵衛より申越候様申付候、先は要用申入候、以上、

九月廿五日

〔印影(封)〕

〔印影(封)〕

〔印影(封)〕

用事

〔首彬公芳翰・黒岡家徳首彬公書翰影写所収(東大史料編纂所所蔵)、他に首彬公御筆(龜兒島県立図書館所蔵)〕

六九四 某氏(松平慶永カ) 九月二十九日

芳墨忝存候、追日冷氣ニ相成候処愈御平安奉賀候、当地相替儀無之静謐にて候、先日中は持病ニ候処、此節は宜敷相成申候、不快にて何事も手後れニ相成候間、別て取込ミ罷在候、被仰下候条々心得ニも相成忝奉存候、其御地種々変化驚入申候、此後之光景如何と存申候、要用左ニ申上候、

一 御手いたみ候よし、最早御快方ニ御座候や、折角御加養專一ニ存候、扱辰之口遠行以後、諸事変革之よし、(兼行奥右筆志賀金八郎)且又志印被申候義、扱々驚入申候義にて、存しも寄りぬ事を申候ものニ候、しかし河内と東條之事は可然取計

と存申候、堀田之所置随分尤ニ御座候、出立まへ堀田江咄合候処にては、左も可有之事と存申候、扱水老公之御返事御尤ニ奉存候へ共、外ニ不審と被仰候義有間敷事と存申候、初発応接之面々、当座凌ぎ之応答は有之ニ相違有間敷と存候、琉球にて申立候処、其様成口氣有之候、志印も宜敷奉希候、以後も万事何度奉存候、一大奥之事、頓と委敷事不相分候、御存しの分何度候、つほねより之文委敷相分り不申候、

一 山宗・喜安両老御引之よし、御尤なから余り御性急と存申候、又々変化難計と奉存候、宜敷御伝声奉希候、一 御養君之儀、中々未タ風説かと存候、しかし如何難計候得共、小子考ニは風聞と奉存候、

一 御七之義委細(江戸城大奥の女官)幾嶋より申越候、いづれ良元仕業相違有間敷と存候、色々一変之世上ニ候間、又如何可相成も難計御座候間、何事も御堪忍第一と奉存候、堪忍つよき方、いづれ後は勝利と存申候、折角御氣張り可被成候、

一 一橋御事必ず思召出不申方、当時之御為可然と奉存候、何事も時節有之候間、是又御堪忍第一かと奉存候、先は御返事迄申上候、委敷義申上度候得共、所々文通多

く候間後便可申上候、何ぞ御聞込之儀は何度奉存候、
恐々頓首、

九月廿九日

猶々、御自愛專一奉存候、以上、

一水国いね之事、拾鹿忽之取計ニ候間、此節都合よ

く差婦シ候様申付候事ニ御座候、以上、

〔印影(緘)〕

〔印影(緘)〕

〔印影(緘)〕

尊答

〔斉彬公書翰影写所収(東大史料編纂所所蔵)〕

六九五 造士館・演武館の学風矯正の件について

島津久徴へ論書 (十月初頃カ)

○この文書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第二巻の文第五四七号文書の安政四年十月七日島津斉彬親書論達の初稿か。

造士館

掛

演武館

島津下總

右両館之儀は、

三位様厚き以尊慮御造立被仰付、其後何となく致衰微

候ニ付、此節改めて掛申付候間、是迄之悪弊を改め、造

士之文字ニ相叶候様可取計候、

一文章詩作も儒者之専務にて候間、修業尤ニ候得共、第

一之処は治国平天下之道理を修行いたし、当時之世上

相当之政務を致救助候義、専一かと被存候間、得と吟

味之上学風取直可然事と存候、

一儒者と申候へは、

我国をも夷狄同様ニ心得候て、日本記其外六國史等は

夢にも不心得もの間々有之候、甚タ心得違之事と存候、

水戸義公之日本史著述も心得違之人の所存を改正之御

所存かと存候故、是又儒官之面々可心掛事と存候、其

国に生れ、其国之事を弁へすして、他国之事のみ申居

候ては、孔子之尊慮ニも相叶間敷、

天照らす御神慮も如何可有之哉、詩文章など学ひ候余

力には、

皇国神代之古風も得と吟味有之度事と存候、

一章句をつゝり、文字になつみ候計りにては、誠之学問

にては有間敷、古の聖之仰をかれ候金言を、今日之世

上に引競、当今相応之政務取行ひ候こそ誠之学問と存

候、館中之諸役は右様之人材引立候こそ第一之勤と存

候、朱学は此上もなき事ニ候得共、心得違ひ候と朱子

之所存とは雲泥之相違ニ可相成、近思録・新增録・二程全書等得と修業いたし、且皇国唐土之歴史をも熟覽之上、当時之政務に引競、国家之良臣と呼ばれ候者出来候様に致教授候義、第一と存候間、館中之諸役江も厚可申含候、

一 儒官相勤候ものは格別、其外之ものは詩文章等は不得手ニ候とも、今日政事之助ニ相成候様為致修行候義、館中諸役之専務ニ候間、能々可申達候、当時学者と申候得は、今日之世事ニうとく、沙門同様に制外之様ニ人々存候も有之候、全く学問修行間違候故と存候、往古は差置、宋朝之大儒いづれも天下之政事取行ひ、當時ニいたる迄も尊まれ候、是れ其時之世事ニうとく候ては難出来事ニ候、朱子も時と位を考、私倉之良法等も発明有之候、右様之処厚心得候様可申達候以下

右原書齋彬公御筆、蓋御初稿ナラン、
(宮彬公書翰集所収(鹿兒島県立図書館ならびに東大史料編纂所所蔵))

六九六 早川兼彝へ書翰 十月七日

書面致披見候、愈平安珍重ニ存候、此方何も静謐にて候、然は其地之義扱々変化無極事と存候、天神下申口

細々心得申候、何分辰ノ口不被居候ては、御心願中々六ヶ敷存申候、殊ニ伊賀守(老中松平忠實)にては実ニ七を投申候、近衛家大奥可然候得共、是は御右筆のかれ候為之申口と存候、以来は兎も角も当年は六ヶしくと存申候、豊後十分ニ働き候外無之と存候、当時之処此方より如何様申候ても、実ニ六ヶ敷と存申候、此節之所は何事も不申、様子見候方第一と存申候、伊賀江手入之事余程六ヶしくとそんし申候、是は先年以宗澹、懇意申入候事有之候と覚申候、左様之手数にて申入候方宜敷とそんし申候、扱また御右筆も志賀江時々参り候様可致候、此人随分よろしく候、成丈ヶ懇意ニ致し置候様可心掛候、扱澁谷左近允等之事不思議之事ニ存候、来年芝江引移り後之処相応ニ人無之候ては、不締ニ御座候、定府之内急ニ考無之候、誰なと可然や、年輩其外委敷不存候間、取調申越候様可致候、櫻田西向高輪之定府之内取調可申候、西村仁兵衛等はいかゝ、其外馬廻新番も無之候ては不相成と存候、頭役は西可然と存居申候、早々取調可申越候、戸塚之事其後如何申候哉、先日も申遣候通無証扱之姿、左程長く居候事にも無之様子ニ奥よりも申来候、旁余り仰山ニ申出候様ニ被存候、此

方考は脈を見、腹を見なからからかひ候を、見あやまりにては無之哉と存申候、豊後取扱候管ゆへ宜敷候へとも、能々様子承り合せ可申候、余程平常にくまれ居候には相違無之と存申候、
一 將監橋之事、先日も拾事神樂堂とか唱候て、物見拵候様進候との事、南部より申来候、左様之義甚々不宜と留メ遣候よし、拾事無考には困り入候、將監橋之事、何事も先無之様折角心付專一ニ存申候、右用事申入候也、

十月七日

〔奥封ウハ書カ〕
〔印(封)〕
〔印(封)〕
〔印(封)〕
用事 早川江

〔包紙ウハ書カ〕
〔印(封)〕
用事

五郎兵衛江

〔鹿兒島市磯高古集成館所蔵、島津斉彬公御遺簡・賜早川五郎兵衛書所収〕

六九七 島津久寶へ書翰 十月二十七日

用事

添て申入候、此節便つほね江猶又無手抜御願之義、取計候様封もの差出候間、心得迄申入候、右ニ付手入送りものゝ義は、局より差図次第取計可然と存候、先は書添申入候、以上、
十月廿七日

式日便ニては遲着と存候間、別段差立申候、以上、

〔青栴公秀翰・黒岡家藏青栴公書翰影写所収(東大史料編纂所所蔵)〕

六九八 鎌田正純へ書翰 十月廿九日

書面致披見候、愈無事珍重存候、扱申遣条々心得申候、小野寺之事、兼て承候人ニ御座候、先比申入候趣意モ有之候間、其方自分心得ニて能々習ヒ可申候、直助之義は何分人氣如何ト存候間、折角習ヒ候ても以後人々氣請イカ、ト存候間、其方習置、左候て後年は呼候間、不離様能々可申置候、且屋敷出入之義、此節筑後江申遣候間心得可申候、

一 豊印之事、下總ヨリ申遣候ト存候、来年ニ相成武兵衛可差出、其節一存候、細事申入候管ナカラ、寒中書通多取込、早々申入候也、

十月廿九日(安政四年)

上封

返事

圖書江

〔島津家書翰集(日本史籍協会編)所収〕

六九九 鎌田正純へ書翰(安政四年カ)十月二十九日

九日

兩度之書面相達令披見候、涼氣相催候処、愈無事珍重
ニ候、扱申越候趣委細令承知候、二度目之書面ニテ弥
明白ニ相分り申候、追々承候処尤至極之事ニ存候間、
早速と存候へ共、只々高輪之処如何と掛念ニ存申候
間、下總申談工夫最中ニ御座候、駿河ニも同意ながら
殊外存候、来年ニ相成武兵衛可差出、其節と存候、細
事申入候筈ながら、寒中書通多取込早々申入候也、

十月廿九日

返事

圖書江

〔島津家書翰集(日本史籍協会編)所収〕

七〇〇 早川兼舜へ書翰 十一月二十九日

色々書面相達心得申候、弥無事珍重ニ存候、相濟候分
ハ別段不申遣候、澁谷之方ハ、卯十郎庭へ掛ケ申候、

元植木好旁ニテ存付申候、西ハ外廻リト見立申候、左
候得ハ山崎トノ都合ヨロシクト存申候、サテ堀田能キ
手筋出来候由、一段之事ニ御座候、是ハ其方ニテ取計
候ト存候、高輪ヨリ御見出シニ候哉、手筋之処、委數
可申遣候、大カタ召仕之手筋カト被存候カ、如何ニ候
哉、

一 御心願モ堀田之口氣ニテハ宜敷モ難計、様子知レ次第
早々可申越候、

一 異人之事、是ハ少シモ早ク御治定無之候ト、英船參り
大混雜ト被存候、此上ハ此方ヨリモ十分ニ諸国へ交易
不致候テハ、不相成時節ト存申候、

一 鈴木藤吉之事、色々評判承候、如何之都合ニ候哉、様
子可申遣候、

一 豊後着ニテ万事申談候ト存候、殊ニ寄守衛人数引取之
事申モ難計、右ハ異人御治定次第之事故、其心得第一
ニ存候、

一 戸田之事、一体ニ人ニ御アキ被成候御方ユヘニ、色々
起リ候ト存候、扱又神樂堂ノ事ハ致カタナク候、シカ
シ此事ニ付テハ霞掛ユヘ、以後何モ不存ト申置候、
一 井上庄ヨリ長崎之事申遣候ト存候、程ナク可取計候、
(庄太郎)

且マタ疏ト蘭ト約定之御差函今ニ無之ユヘ、庄モ帰ル
事出来不申候、天神下へ様子承り可申候、
先ハ用事旁早々申入候、取込早々、以上、

十一月廿九日

猶々、金山前借之事働キ可申候、且マタ日下部(伊三次)へ可

申候青木之事、程ヨク取計候テ宜敷候ト可申候、以
上、

用事

五郎兵衛江

(青杉公書翰集所収(鹿児島県立図書館ならびに東大史料編纂所所蔵))

七〇一 島津久寶へ書翰 十二月十一日

書面相達致披見候、愈無事珍重存候、然は御心願之一
条も追々御手も附候て、御城奥御都合も宜敷段委細申
越、且また

御直書并ニつほね之文相達し、委細致承知候、申遣候
趣ニては至極之御都合、誠ニ恐悦本望之事ニ存候、最
早御吉左右も可有之心待いたし候、段々の様子如何
と存候処、余程宜敷御様子、誠ニ恐悦此上も無く、
御入興之詮も可有之と重疊恐悦之至存候、弥御吉左右

申参り候ハ、京都并ニ江戸江も御礼之為、側役可差
出と存候、右ニ付御礼等之品から等之義、委細は追々
可申遣候、此方之考ニては十二九は間違無之哉と存候
間、此段申入候、品から等之事存付も候ハ、早々可
申遣候、内々

当今御所江も進献可有之と存候、此義は右府様江此方
より御直ニ伺候様可致と存申候、其外差掛り礼品等之
義は、見計宜敷取計可申候、且また高輪よりも京江誰
そ可被遣哉、夫等之義も以早便承り度存申候、少々差
過ぎ候事ながら、多分間違無之と存候間、此段も申入
置候、先は早々申入候、以上、

十二月十一日

書添申入候、弥御成就ニ候は、老万は入用と存候間、
是は別段之事ニ候故、弥被仰出候は、濱むら江別段
申付可然と存し、堅山共申談置候、且又万々一当暮む
つかしく候は、来年よぎ時節見計、京并ニ其地江堅
山差出し、来年参府後は是非との願も可致と存申候、
其節ノ願様段々考も有之候、最早不及其儀、御成就無
疑存候得共念の為申入置候、

一 靜甫其外之儀心得申候、

一反射炉鉄も此間十二ポント始て鑄込申候、未タ打試等は無之候得共大丈夫と存候、ヤスリよく掛り至極柔らかに致出来候、此段藤五郎江も可申聞候、

一 務之事染川之事も御承知ニ相成候間、早速可申付処、務事此節妻俄ニ致死去、此節申付候ては色々迷惑と存候間、少々見計可申付候、染川之事、例之書面一条相濟次第可申付、此段申入候、

一 大元丸も最早引渡相濟、代金相下り候と存候、金操之凶宜敷可取計候、

一 芝江 御見分之事も御延引相願候よし、其後相濟候や、如何承度候、画張付之義折角手輕之方よろしく、唐紙より以後取つくるひ之為ニ画を申付候間、折角手輕之処可申付候、

先は書添申入候、以上、

十二月十一日

猶々、近日磯にて規定通之狩申付候、右は年久敷相成、山奉行規式心得のもの無之、致中絶候ては軍役之為不宜候ゆへ申付候、少々は御不都合とも存候得共、昔より之規定致中絶候ても不宜候間申付候、心

得迄に申入置候、以上、

〔宮彬公芳翰・黒岡家藏宮彬公書翰影写所収(寛大史料編)纂所蔵、他に宮彬公御筆(鹿兒島県立図書館蔵)所蔵〕

七〇二 島津齊興從三位昇進の件について在國家

老衆へ江戸詰家老書翰 十二月十六日

〔江戸家老島津久宝書翰(國家家老衆宛)〕

〔朱書〕

「口裏」

宰相様御位階御昇進付、以後之御家格ニは御心得被遊間敷旨被仰渡候付て之事、

正月朔日夜到来

極々急飛脚便」

宰相様御事、御官位共格別結構被仰付候事ニ付、此上御昇進之御沙汰ニ難被為及候得共、御在職中年來之御勤勞、其上

廣大院様御統柄と申、且は当時之御縁辺旁出格之

思召を以、從三位 御昇進被

仰付候事ニ付、以後之御家格ニは御心得被遊間敷旨、

御名代島津淡路守殿御承知有之候ニ付、奉承知候様御

役人中江申渡候、此段申越候条、被達

貴聞、其許御役人中江被申渡候儀共、何分も可被取計

候、別紙御書取写相添差越候、以上、

但

御記録奉行江は別段相達候、此段は為御心得ニ候、且御書取本書は今日迄は高輪より不被相下候、

已十二月十六日

島津豊後

島津下總殿

島津伯耆殿

島津 登殿

新納駿河殿

樺山伊織殿

〔幕府老中達(島津斉興宛)十二月十五日〕

松平大隅守

其方儀官位共格別結構被

仰付候事ニ付、此上昇進之儀は御沙汰ニ難被及候得共、在職中年来之勤勞、其上

廣大院様御統柄と申、且は当時之御縁辺旁出格之

思召を以、従三位昇進被

仰付候事ニ候条、以後之家格ニは被心得間敷候、此段

可申聞旨

御沙汰ニ候、

〔参考 包紙ウハ書〕

〔朱書〕
「七拾四番」

安政四年己十二月十五日、

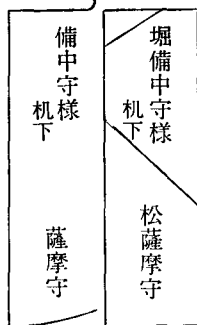
宰相様 従三位御位階御昇進ニ付、御用番様より、御達

之御書付写并江戸詰御家老衆御問合書留、

〔東大史料編纂所所蔵、他七追録日記雑録
(鹿児島県史料「肥後録」)所収〕

七〇三 堀田正睦へ書翰 十二月二十五日

〔朱書〕
「午四月廿三日写」



余寒之節御座候処、愈御安栄奉欣賀候、然は巫人申立
応接等之書面、陸奥守より相廻し委細拝承仕候、右ニ
付恐入候得共、別紙之通上書仕度候間、御手元迄差上
申候、不苦候ハ、宜敷御取計可被下候、別紙申上候

一橋殿御事は、老卿とは、御人物技群御相違にて、此儀は乍憚御請合申上候、御領分等之御所置、余程御行届ニ相成候儀は、通行之節たしかに見聞仕候、右ニ付誠ニ恐入候得共、弥 御養君被 仰出候上は、老卿万事御口入無之様、御用心專一と奉存候、夫さへ御所置ニ相成居候へは、御掛念は無之と奉存候、加様之事迄申上恐入候へ共、兼て御懇情旁心中不残奉申上候、御覽後御火中奉希候、恐惶謹言、

十二月廿五日

猶々、時氣御自愛專一奉存候、巫人一条種々御配慮之事と奉遠察候、且当春拜見之ライフル、漸々此節出来仕候、中山ニも異船之沙汰無之、先々安心仕候、以上、

〔大日本古文书(森末外国関係文书)所収、他に
照開公文書、順政公年記、藏書史料(高杉公等)〕

七〇四 伊達宗城へ書翰 (安政四年九)

伊達宗城公江

(安政四年の撰心)

文久四癸亥春国より返事

サツ

御返事覚

第一ヶ条之儀、御尤ニ奉存候、差極難申上候得共、臨機応変之場合と存候、上方近辺ニ候ハ、諸司代・御城代江承り合せ、東海道ニ候ハ、駿府御城代等江引合所置仕候外有間敷存候事、

一二ヶ条、是又差極考も無之候得共、公儀御差回数次第と存候、

一三ヶ条之儀致拝承候、小子所存は参府之上程克可申上候、

一四ヶ条之儀、先達高輪・田町手当伺候得共、未タ御沙汰無之候、其節外守衛十分ニ難行届旨申上置候、其上被仰付候ハ、其時之様子次第と奉存候、

一五ヶ条、田町砲台築出しは同済ニ相成、最早取掛居申候、高輪は其候ニ候得共、此間致伝承候へは、公儀より屋敷前ニも築出有之哉ニ承り申候、

一六ヶ条、参勤人数は定例之通ニ候、廿五六日比二ヘロトン程之人数差立候、去年も別段一ヘロトン程は遣申候、様子次第にては又々二ヘロトン可遣候、手当は申付置候、

一七ヶ条、此義外ニ考も無之候得共、内々伝承之趣内藏

江申含候間、御勘考專一ニ奉存候、猶參府之上聞合可申上候、

一八ヶ条、此義極て難申上、深宮は未タ不相分、しかし先歌橋かと存候へ共、是又參府之上可申上候、

一九ヶ条、此義先便申上候通、

近衛殿より

殿下江密達有之、内々關東江被 仰遣候と相伺申候、

水戸江も

殿下より御直ニ被仰遣候と存候、

一^{十ヶ条}魯奴御考之通と奉存候、筒井等之義論行届兼候様ニ内

々承り申候、

一十一ヶ条、別段使は不遣、手書遣し、返事も參候、取込にて委細不申来候得共、根深く可惡様子ニ申来候、

カラフト之境界種々義論有之様子ニ御座候、

一十二ヶ条、此義別段内藏江申含候、中休之相違無之候、

一十三ヶ条、參府は最早伺済ニ相成申候、琉人も承知ニ

て、手当罷在候、

一拾四ヶ条、渡唐船便無之候間、委細不相分候、

一十五ヶ条、此雛形江戸江有之候、

一船之凶伺済ニ付、今日内藏江相渡申候、

一十六ヶ条、九大夫尋次第何なりと申聞、又は見せ候様申付置候、

一十七ヶ条、願書出候得共、未タ返事無之候、此義於江戸留守居より御家来江申上候由故、最早御承知と存候、細川云々之儀、崎陽通詞共内々所持之品と存候、右様之品は、随分當時も入手相成事も御座候、

〔石室秘稿(国立国会図書館所蔵)所取、他に島津家書翰集(日本史籍協会編)〕

七〇五 松平慶永へ書翰 安政五年正月三日

○在魔島島津齊彬贈在江戸松平慶永書 (安政五年戊午正月三日石黒

蔵務)

旧臘之尊書相達委細拝承仕候、然は万々被仰下候条、殊に建儲之御一条無拠先日被仰上候由、委細御紙上之趣奉拝承候、廿五日付にて申上候通、小子にも能機會

と奉存候間、建白仕候次第に御座候、三閣老(三閣老一^一は堀田正晴、二は僧濃上田藩主松平^一も承伏のよし、誠に以御忠志之伊賀守忠固、三は久世広周)程奉感悦候、此上は紀藩之所十分に御防ぎ第一と奉存

候、猶阿州(阿波徳島藩主松平阿波守^一横)え十分に被仰含候

て、本印等之事能々被仰聞可然と奉存候、御台所之儀は小子御請合申上候間、御掛念無之様奉存候、奥向大

奥等一橋を恐れ候も、全くは老公之詔と被存候、其所能々御申開專一に奉存候、貴公・阿州御同意、且乍不及小子等手強く申立候上、国持有志之面々同意之段閣老承知に候は、多分成就無疑と奉存候間、折角御働專一に奉存候、先は書添此段奉申上候、頓首、

正月三日

尚々、御家来騎馬訓練稽古之儀は何も差支無之候、

家来よりも猶また可申上候、取込早々申上候、以上、

別紙貴答

午正月三日（此五字慶永筆）

〔旧幕府戸川安宅纏所取〕

七〇六 島津齊興從三位昇進の件について家老達

正月三日

〔島津齊興〕

〔安政四年十二月〕

宰相様御儀、旧臘十五日御登城可被遊、若御病気候

は御名代御登城候様御奉書御到来ニ付、御名代島津〔忠寛、佐土原藩主〕

淡路守殿御登城之処、於御白書院御縁類、御老中様御

列座、宰相様御事以思召從三位被仰出候旨、御用

番久世大和守様御演達有之候旨御到来候、依之御一門

方其外諸大身分月次御礼罷出候面々登城、謁御家老御

祝儀可被申上候、

右之通表方へ致通達、奥掛御勝手方へモ可相達候、

正月三日

下總久敷島津 伯耆久福島津 登久包島津

駿河新納久仰伊織桃山久成

〔石室秘稿所取（國立國會図書館所蔵）〕

七〇七 近衛忠熙へ書翰 正月六日

〔包紙ニ〕
「薩摩守ヨリ」

到来書取 二」

一此度奉言上候儀は何卒極密ニ相願度、尤才輔江も御沙汰無之様偏ニ奉願候、以上、

乍恐奉言上候、然は西丸江御養君之義、此節存意之通

老中

江申立仕候、右は閣老交代之度毎ニ所置変化仕候義根

本不堅故ニ御座候、此節異人申立旁勘考仕候処、此上

万々一之義御座候節人心動乱仕候ては、

天下之御為可恐事と奉存候間、人望旁

一橋を御養君被仰出候様申立候事ニ御座候、尤紀州・

田安御近親ニ御座候得共、中々競候御人物にては無之

と奉存候、勿論私計ニも無之尾州を始御家門国持有志

之もの過半同意之事にて、追々申立候様子ニ承知仕候、

右ニ付誠ニ恐入候得共

國家之御為少しも早く御養君被為在可然旨

内勅被仰出候御事は相叶申間敷哉、尤閣老之内堀田・伊賀・久世三人は越前守より申立、能々承知之よしニは御座候得共、万々一外両卿之方ニ相成候得は、有志之面々望を失ひ候は必定と奉存候、左候へは

天下之御為別て奉掛念候間、何卒以

御賢慮根本を御堅々相成候様奉願上候、尤三條様江も

此節奉申上候間何分宜敷奉願上候、且又

御臺様ニも兼て申上置御承知御座候へ共、猶亦此節申

上候事ニ御座候、乍恐書附此段奉申上候、恐惶謹言、

正月六日

齊彬

〔蘭明文庫・福井市立郷土歴史博物館(写本)所蔵〕

七〇八 三條實萬へ書翰 正月六日

天下之御為無抛以書取奉申上候、此節異人申立之義達

高聴候事と奉存候、誠ニ天下之御一大事と奉存候得共、

国持之身分致方無御座、只々自国之手当仕候已ニ御座

候、併か様之御時節不申立も不忠之次第と奉存候間、

別紙之通旧冬閣老迄申達候、去年御内々申上候通り關

東之御様子故、実ニ人心恐怖罷在、其上閣老交代之度

毎所置變化仕候義根本不堅故と奉存候間、西城江賢明

之御人物御養君被 仰出候御儀、當時之御急務と奉存

候間、無抛申立候事ニ御座候、尤此義は兼々同志之向

申合せ心痛仕罷在此、節追々申立候儀ニ御座候、關東

及衰微候ては、乍恐

朝廷之御大事ニ御座候間、誠ニ恐入候得共、此儀

内勅被 仰出候義は相叶申間敷哉、弥御養君被 仰出、

人心固結仕候得は、

天下之御為無此上御事ニ御座候、不願恐言上仕候、尤

左府公江も此度言上仕候条宜敷御勘考奉願候、齊彬誠

恐頓首謹言、

正月六日

〔福井市立郷土歴史博物館所蔵(写本)・昭園公文書・昨夢紀事
〔日本史協協会編〕・薩藩史料資料館所収〕

七〇九 松平慶永へ書翰 正月六日

一筆致拜啓候、春寒去兼候得共、愈御安康奉賀壽候、

然は此間は家来吉兵衛被招呼候て、御懇之御意有之、

拜領物被仰付候由、此節申遣し、重畳忝奉存候、御礼

不取敢申上候、扱段々御様子申越致拜承候、誠ニ以御忠

志之程奉感服候、三閣老も致承知候様子の上よし、全く御

精意相貫候故と奉存候、実ニ此度之機会大事之場ニ御座候間、折角御働被為在候様奉存候、此節之異人応接御処置之様子、且西郷より申遣候様子にては、手強く被仰立候は、閣老屈伏無疑と奉存候、此上長引申候ハ、仙臺等よりも為申立候ハ、可然と奉存候、夫ニ付此度猶又勘考仕、京左府公・三條公へ別紙之趣奉言上候間、極内々申上置候、先日之上書当月廿日前後差出ニ相成可申候、此書状は其以後相届候と奉存候、今日も色々取込、要用且家来之御礼不取敢奉言上候、後便又々可申上候、恐惶謹言、

正月六

薩摩守

天下仰望中将閣下

猶々、尾州へも定て被仰上候哉、是も口上書等御座候ても可然、此程に相成候ハ、少しも手強之方可然と奉存候、以上、

袖うら
近衛殿江

○この文書は、本文第七〇七号文書の安政五年正月六日付島津斉彬書翰（近衛忠照宛）と同文重複により略す。

又御別紙

袖うら
三條殿江

○この文書は、本文第七〇八号文書の安政五年正月六日付島津斉彬書翰（三条実万宛）と同文重複により略す。
（昨夢紀事所収（日本史籍協金編）、他に旧幕府・昭国公文書）

七一〇 島津久寶へ書翰 正月六日

一筆申入候、愈無事珍重存候、然は 御昇進之儀、誠ニ以て恐悦至極之御儀奉存候、

御満悦之御事と奉存候、右ニ付此方より所々送り物之事、此地にては様子も分兼候間、其許にて宜敷可取計

候、且先例側役使にて御祝義申上候間、此度も武兵衛使申付、当月末出立申付候筈ニ御座候、且又此節は近衛家三條家江も御礼使申付、御城奥江も御礼申上候故、

余人にては差略も六ヶ敷と存候間、武兵衛江申付候事ニ御座候、大坂金子之事等も申付、其地之事も委細申談可遣と存候、此段心得迄ニ申入置候、且此節之事ニ付ては、其方始別て骨折之義、御成就ニ相成、安心之事と存申候、先は早々申入候、以上、

正月六日

猶々、先例此節之事ニ掛候面々、色々結構ニ被仰付候義、定て高輪より被仰出と存候、しかし若不被仰

出候ハ、委細武兵衛便可申越と存申候、以上、

〔印影〕 〔印影〕 〔印影〕

用事

安政五年戊午正月六日 豊後江

〔齊彬公芳翰・黒岡家藏齊彬公書翰影亨所収(東大史料編纂所所蔵)・他に石室秘稿・鹿兒島県史料齊彬公史料第二巻〕

七二一 吉書 正月十一日

〔包紙のウハ書〕

七拾五番

齊彬公御吉書老通

安政五年戊午正月十一日下ル

吉書

吉書

一 神社仏閣修造興行事、

一 可専勸農事、

一 可徴納国々年貢事、

右任三箇条之旨可有沙汰之状如件、

安政五年正月十一日

齊彬〔花押〕

〔東大史料編纂所所蔵、他に追録旧記雜録(鹿兒島県史料旧記雜録追録)所収〕

七二二 島津齊興從三位昇進に關する幕令につ

いて家老達 正月

〔島津齊興〕
松平大隅守

其方儀、官位共結構被 仰付候事ニ付、此上昇進之儀

は 御沙汰ニ難被及候得共、在職中年來之勤勞、其上

〔十三代將軍齊濟夫人(島津重豪女)〕
廣大院様御統柄と申、且は當時之御縁辺旁出格之 思

召ヲ以從三位昇進被 仰付候事ニ候条、以後之家格ニ

は被心得間敷候、此旨可申聞旨 御沙汰候、

右通御承知被遊候条、此旨御役人限奉承知候様可申

渡候、

正月

駿河新納
久仰

〔石室秘稿所収(國立国会図書館所蔵)〕

七二三 島津齊興の呼称について家老達 正月

〔島津齊興〕
宰相様御儀、從三位被為蒙 仰候得共、是迄之通 宰

相様と奉称候様 御沙汰被為 在候条、此旨向々へ可

致通達候、

正月

駿河上全

〔石室秘稿所収(國立国会図書館所蔵)〕

七一四 鬨斗目着用の件について家老達 正月

年頭ニ付、諸役人以上并家格ニ付鬨斗目着用之面々、十一日・十五日之儀モ鬨斗目不及着用旨被仰付置候得共、右兩日は御鬨斗目被遊 御着服候ニ付、以前之通致着用候様被 仰付候条、此旨向々へ可致通達候、但廿八日之儀は、被仰付置候通着用ニ不及候、

正月 登島津 登久包

〔石室秘稿所収(國立國會図書館所蔵)〕

七一五 持旨により桂小吉郎へ代銀拝借を命ず

る家老達 二月三日

齊彬公

安政五年戊午二月三日

七一五の

高拾五石

桂 小吉郎

右は、先祖共抽忠勤祓之功勞有之、又は戦死をも相遂候家筋之者候処、当時致難波居候段被 聞召上候、依之別段之

思召之御訳被為 在、給地御蔵入高之内より、右之通代銀上納申請被仰付、左候て代銀之儀は来ル〔文久二年〕戊辰迄五ヶ年〔也〕府上納被仰付候条、弥相励、御軍役手当等行届候様、猶又厚心掛可被致精勤旨可申渡候、

二月

新納久仰 駿河

七一五の二

桂 小吉郎

右は先祖共〔也〕秋群抽忠勤候御取訳にて、別段之以思召、今般給地御蔵入高之内代銀上納申請被仰付、代銀之儀も五ヶ年〔也〕府上納被仰付候趣は、別段申渡通にて、容易難有 御趣意之事情付、御軍役手当は勿論、御奉公方可相励儀ニ付、心得違は無之筈候得共、取納借又は売片付候儀共有之候ては、第一 御趣意相垢、別て不可然事情条、此涯右体之儀共無之様屹と可申渡候、

二月

駿河

〔桂久武履歴(桂久春氏所蔵)所収、他に石室秘稿、東大史料編纂所所蔵の桂久武履歴(写本)〕

七一六 伊達宗城へ書翰 二月二十九日

改年御慶被仰下忝奉存候、愈御清安奉賀候、扱建白之儀外ニ存寄も無之候得共儲君之義敵數致建白候、此間又々御尋も有之候候、此上致方無御座候間、御変革御当然ニ候間、後年御国体強大ニ相成候様、御吟味之上御所置專一と存候段申上候、此上商道之利益〔也〕ヲ并シ候ては益武備如何と恐入候事と奉存候、此上は商法之利

を軍備ニ振向け候様有之度事と奉存候、此節之御所置次第二ては十分 御国威相益可申時節かと奉存候、肥前之訳不存候へ共財用等之訳と相見得申候、去秋より肥前と弊國と商法取結ひ申候、極内々申上候、肥前江は御内々奉願候、直助も最早罷出候哉如何同度奉存候、種々取込ミ要用貴答早々申上候、恐惶謹言、

薩摩守

二月廿九日

遠江守様

猶々、御自愛專一奉存候、扱智鏡院より別紙之通申越候、余り手強ニ申候てもとて不被行事故、程能方可然存候、貴慮如何思召候や、小子より申遣候ては智鏡院よりもれ候と存候時不宣、御同意ニ候ハ、宜敷御勘考御所置奉希候、堀田も上京之よし、京より何か敵令出候ニ無相違と被存候、大樹公余程御心配之御様子ニ夢を見申候、何も後便万々可申上候、以上、

[印影(封)]	[印影]
宇和島賢公閣下	齊彬拜
[印影]	[印影]

〔三年町島津公爵家藏書翰巻物一所収(東大史料編纂所所蔵)、他に島津家書翰集〕

七二七 豎山利武へ書翰 二月二十九日

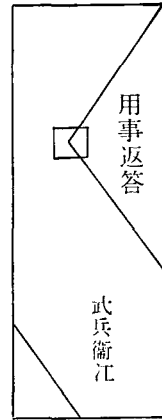
一筆申入候、愈無事珍重存候、扱御湯治御願之事ニ付差歸候間申入候、先例之通大奥ヨリ御拝領モノモ有之候方可然ト存候間、堀田へモ申遣申候間、小野島へモ別紙申遣候間直ニ可相渡候、扱御金之事ハ先達テ申候通永江休之丞へ可申談候、夫ニテ不参候ハ、此方ヨリ差上セ可申候間、大坂ニテハ手当不及ト存候、其代リ追々ト此地へ差下シ跡補ヒ可、其方利尼丈ケ益トソンシ申候、其外先別段申遣程之事無之候、井上莊太郎ハ弥大島銅山方へ入用事ニテ鳥渡差下シ申候、大取込早々申入候、其外追テ可申入候、以上、

二月廿九日 急便ヨリ

用事

豎山武兵衛

〔島津齊彬公二世雜誌所収(東大史料編纂所所蔵)〕



一筆申入候、愈無事珍重ニ存候、当地何も相替候事も無之候、花も盛ニ相成候ゆへ、昨日より磯江参候、重富始メ三隠居・大目付以上等も兩日中召呼可申と存申候、磯之船最早致出来候て、前之濱江相廻し申候、扱大嶋之儀、中山之掛合初メて之事故、掛念も有之候間、〔御兵衛〕(龍助)相良・石原ニも心配之様子ゆへ、井上事様子次第銅山方用向ニて可差遣哉と存候、尤当人も参り候方安心らしく相見得申候、いまた治定は無之候得共、内々申入置候、左候得は中山応接条約之儀第一無事ニ可相濟とそんし申候、

一黒木之事、能々永江江可申談候、追々様子相考候処、此義不相叶候ては、風俗立直り之事は無算束存候、山吹之間辺之風俗も此様子ニて可立直と存候訳も有之候、此節追々上書之もの多く、大かた文意ニ此義相合

み有之候間、能々申談シ、無滞相濟候様可取計候、申請高も功勞の分は相濟申候、奥向之分未々相残申候、是も近々可申付候、此節は永江江は書面不遣候、去ル九日ニて呼出調練も一巡相濟申候、有舎人之義向井江申遣候、御都合次第ニて宜敷候、所存通りニて候得は宜敷候得共、左様無之候得は、側用人の方実々差支申候間、誰ぞ存寄は無之哉、皆々老人ゆへ御太郎老人ニて供等も相勤メ申候間、いづれ少しは年若之もの宜敷と存候間、駿河江も此間申置候間、其内可申遣候得共、所存も御座候は、早々可申越候、女中之供も申付候、先日申候とおりにて候たか供不申付義、早川心配と存候間、着之上内実当人も其方好ミ之様子、且は万事ニ都合宜敷事故、不致心配様程能可申置候、一扱また秀之事、当人は是迄通之心得ニ候得共、何分病身故、此後妊娠候ても、又流産差見得、仕舞には命ニも相掛候事と存候、其儀は兼て承知之事ニ候、しかるに其後何も其假ニ相成候、当秋着之前ニ兩人より泊断り候得は、其処ニて老女格若年寄勤申付、妹江養子申付、別立申付候へは、上々之都合ニ御座候得共、無理ニ申付候へ、後々六ヶしく御座候間、何卒当人より都

合よく願出ニ相成候様致度とそんし候得共、能き考も無之候、着之上此文を小のしま江見せ、相談いたすべく候、若都合六ヶしく候ハ、着之上今一度流産有之候ハ、其節は命ニ掛ル訳合申聞候て可取計候得共、可相成は着前ニ都合出来候へは、重畳之事ニ御座候、しま山・小野嶋考も可有之と存候間、申談シ候様可致候、

〔首杉公書翰所収(東大史料編纂所所蔵)〕

七一九 諸役人諸郷廻勤の節、酒食饗応など厳禁
についで家老達 二月

諸郷江御奉公人差入之節、酒食等差出間敷と之趣は、追々申渡、殊ニ去ル子之年(嘉永五年)にも分て申渡、且廻勤人数減少迄も被仰付、余計之人馬仕等不相成様取計、出銀等も精々相減、百姓等迷惑相掛候儀、屹と無之様可相嗜と之趣、細々申渡置候処、其涯は所役は勿論、郷勤之諸御役場も、其心得にて右様之儀為相止由候処、又々近年緩せ相成、廻勤等之諸御役人、其外見聞役、地方・枡方検者等迄も、其向江相掛所役共より為会釈酒食類差出、入目料向々江相掛出銭為致、且又御定之外余計之夫仕も有之、間ニは完狩(完)・川狩等相企、夫仕太

^(増カ)僧彼是所中及迷惑、就中勞百姓共別て致難涉候哉ニ相聞得、当時勸農向之儀分て被仰出候折柄候得ハ、猶更右体之儀無之様厚可心掛之処、程過候得ハ右次第畢竟心掛薄所より難有御趣意致忘却、別て不都合之至候得ハ、此節迄は不被為及

御沙汰候条、以来屹と御趣意奉汲受、聊等閑之儀有之間敷候、万一所役共心得違飲食之品差出候ても、一切不致受用、時宜次第ニは御趣法掛御用人江相付形行可申出候、此旨不洩様向々江致通達、諸郷私領江も可申渡候、

安政五年二月

(鳥津久儀) (鳥津久福)
下總 伯耆
(鳥津久包) (新納久仰)
登 駿河
(石室秘種所収(國立国会図書館所蔵))

七二〇 伊達宗城へ書翰 四月三日

其後は御不沙申あげ恐入存候、追々暖気相成候得共、愈御清安奉賀候、然は最早御発駕被為在、近々御着ニも可相成哉、御着之上は万事御察示奉希候、伝聞仕候処にては、

京都色々御趣意も有之候よし相伺申候、弥其通之御事

ニ御座候や、只今ニ相成、俄ニ御手切ニ相成候ハ、一応は血氣之勇氣ニテ可致憤発候得共、度々異船渡來之節は終ニ和親ニ可相成、左候得は當時之御恥辱より却て相増可申哉、其処何分小子は見留メ無之、如何之尊慮ニ候哉、伺度、當時之急務は異人之旨ニ任せ、富国強兵之術を専らニいたし、武備全相整候上は、五大洲制御之手段いたし候て、當時之恥辱を雪ぎ候外は有之間數様ニ奉存候、亜奴之英奴を追払候も同様と奉存候、楮亦彼西城之一条、何分六ヶ敷御座候、委細越前〔松平慶永〕より可申上候得共、大奥之処甚々むつかしく、余程手つよく国持一同申立候外は無之哉と奉存候、細事は其内可申上候、当年越前は是非滞府為致度事と奉存候、一國元何も無事ニ御座候得共、米価高直ニ相成困り入申候、小子ニも指宿湯治罷越、余程相応仕候、扱去ル三月十五日朝、長崎之日本丸山川江乗組〔蘭人十八、人乗組〕勝麟太郎頭取ニテ御座候、其夜山川江一宿、翌日小子ニも見物ニ参り、寛々船中見物、三里程走らせ申候て上陸、蒸氣船は城下江参り一宿、翌日磯反射炉・ホールパンダ等見物申付、其夜滞船、十八日山川江参り、又々乗船いたし、寛々台場其外之事相尋申候て、十九日朝出

帆ニ相成申候、台場等之事色々承り申候、尤之事多く御座候、此方ニテ拵候蒸氣船も見せ申候処、蒸氣もれ候て不宜、取直し候得は五十馬力位ニは可相成との事故、近々長崎江可遣と約束仕候、スクルーフ之様子、誠ニ目を驚し申候、拜眉万々可申上候、

一京地之御様子も委細伺度奉存候、

一当地ニても打払之論多く御座候得共、此節実用ニ可相成論は誠ニ少ナク御座候、

一先年より拵候大船之事、五艘共深サ之尺三尺程深過申候様ニ考付候、夫故風之当り強き事と存当申候、此節蘭人江質問ニテ考付申候、先は要用旁可申上如斯ニ御座候、恐惶謹言、

四月三日

齊彬拜

宇和嶋賢公閣下

猶々、御自愛專一奉存候、皆々様江宜敷奉希候、以上、
ライフル筒漸々出来仕候、蘭人江見せ候処、始て見候由申候、以上、

〔奥封ウハ書カ〕

一「天下仰望宇和嶋公閣下」

齊彬

〔宇和島伊達事務所所蔵、照國公文書、島津家書翰集所収〕

七二一 伊達宗城へ書翰 四月三日

仲春廿日之尊書、季春廿七日於指宿旅亭拜見忝奉存候、
愈御清安奉賀寿候、被仰下候条々委細拝承仕候、相濟
候分は不申上候、扱建儲之一条、別封申上候通之光景
ニ御座候間、此上手強く諸大名より申立候か、又は駭
重之

延命無之候ては、如何ニも掛念ニ被存候、近臣并ニ後
宮之内紀之方江心寄せ候は必定と奉存候、外ニ以權道
(志賀金太郎)
志印江申込メ、台志を改メ候事も可然哉、御出府之上
尾・越両公等江御示談專一と奉存候、本印は兎角御嫌
(本書院)
ひと存申候、閑老も此節は随分橋之方江心も向き候や
と存候間、此節之機會取失不申義專一かと奉存候、手
強ニ建白ニ相成候ハ、一人も多き方可然と奉存候、し
かし被仰談候とも同意可申上人物は、扱々少ナクヤと
奉存候、

一 巫奴之事、又々出府之よし、(船田正徳)
櫻閣帰府相待候との事、
扱々可惡事、しかし彼国に取ては良臣と被存候、右様
之諸有司無之事歎息之義と奉存候、扱又御上書御座候
由、大意拝承、御尤ニ奉存候、江都之様子委細拝承仕

度奉存候、

一 近衛殿之御てん尺御落手ニ相成候よし、御礼之義致承
知候、京は欲之方は謹も有之候間、少々之品ニても印
を御上げニ相成候へは、以後何そ御願之節宜敷と奉存
候間、打明け申上候、

一 (台原昭重)
直助之事、致承知候、来年迄御留メニても、何も差支
無之、御為ニ相成候得は、小子も大慶奉存候、

一 櫻閣之様子如何、伺度候、

雲上之御様子何も不相伺候、内々は 左府公は正月よ
り御違例ニて、最早御快方ニは御座得とも、未々御
参内無之様子、夫故尊書も久々不被下候、京地家来よ
り申遣候処ニては、余程六ヶ敷よし申来候、

一 澁谷江御出之義致承知候、しかし留守故何か不都合も
可有之、其段御免可被下候、

一 土州之事致承知候、志は尤ニ候、しかし又々混雜無之
様致度事と奉存候、先便申上候通宜敷御心添專一ニ奉
希候、其外別紙申上候、貴答まで奉申上候、恐惶謹言、

四月三日

猶々、御端書忝奉存候、公ニも御加養專一奉存候、
建儲之義、溜詰之内ニは可致同意ものは無之哉、如

何、尊慮伺度奉存候、以上、

〔奥封ッハ書カ〕
一 内密貴答

〔宇和島伊達事務所所藏〕

七三二 松平慶永へ書翰(付別紙) 四月三日

○局某近衛篤子 贈在魔島島津齊彬書安政五年 齋彬手
隨從侍女

写以贈在江戸松平慶永四月三日
并伊伯藏

つぼね文

土略

〔將軍家定生母〕

本壽院様にも得と御書取も御覽遊はし、至極く御尤様之御事、思召之所もい細御承知あそはし候へとも、先一応上の御様子も御咄しあそはし候半との仰にて、先達より極御内々之御咄しの事、アメリカ計りにては無御座、則此御書取の事も御咄し被為在、老中より追々申上奉り候よし、初に越前守初より申上り候所、

〔奉脱カ〕

上にては(將軍家定、文政七年申四月八日生、今茲安政五年戊午三十五歳)以外の御立服にて、未御年も左程にも不被為在候御事、且又御台様御入城御間も不被為在候御事にて候へは、其内には御子様も御出生も被為在間敷共被申上不申ぬ御事にて、只今より御養君様なそ申

上候御事は有間敷事、且又もし左様の事にて候へは、御相応の御年比にても不被為在候得はかく別一ツ橋様(一橋慶喜、天保八年丁酉九月二十九日生、今茲安政五年戊午二十二歳)にては、もはや御年はいも御過被遊候御事に、殊に御一たい別て御好不被遊候御方様ゆへ、とんと是は御いや様と思召候こととて段々御咄し被遊、殊の外御立服様にて、とふも越前守其外とても、御当家御かく別の御家の人々にて、何を存候て左様成事を申候やと御さたも被為在候よし、其処え又々其御方様より堀田え御出し被遊候御書取、堀田よりさし上奉候由にて別て御立服被遊、薩州迄か加様成事を申出候事、当時新御殿の統柄にて御座候に、外々同様に心を合候事、さつまの守へも此事を新御殿より能々申入、御不承知との事被申候様に御直に御さた被遊候と御意被為在候よしなから、本壽院様其筋は御留被遊、薩摩守よりも左様申上られ候事は御為を存上られ、御統柄も被為在候間申上候事にて候へは、夫をけしてあしく被為聞候ては御宜しからず、且又新御殿え左様に御立服の所にて仰進られ候ても、何も御存様不被為在候処、左様の事仰被進候ては、只々御心はい様被遊候計故、け

して左様の御咄しは不被遊、又々得と堀田京より帰府の上にて能々御談し付候上と、御夫婦様の御事ゆへ、何事も仰られ候て御相談被遊候方可然御事ながら、とふそあまり御立服なそにての御さたは御無用と仰上られ置候との御事に付、只今に御さた不被為在候御事と御咄し仰上られ、何分右様の御様子にて極一ツ橋様は御きらひ被遊、奥向一統も実は御台様御上り前にも左様の風評も御さ候て、とふも人々あまり帰服致不申様に御咄し被為在候て、右様の御様子の所へ御直ニ仰上られ候ても、又々きつう御立服共被遊候て、御間柄等にもかゝらせられ候ては相成不申、左候て御為筋の事を御留めあそはし候ても濟せら(らすの間れを脱す、本書のまゝ)す、実に心配の事ながら、とふそ今一応得と考のうへ申上候半と御さたにて、其日は御婦り被遊候、其夜書取を一寸拝借被遊度と仰被進候間、直に御側え御封しにて進られ候所、しはらくにて御婦り被遊、翌日こなたえ被為入、昨日御伺被遊候御事、とふも御一りやうけんにも御定めかねに付、飯しま事を極内々呼寄御書取も伺わせ、御台様厚く御為を思召上られ御心は(はの下の)を脱す本書のまゝ)の御わけ合も申聞候所、

同人も至極有難り居候、左候て仰上られ候御事を得と相談致候所、是も私同様殊の外之御立服ゆへ、其所へ仰上られ候てきつう御かんに御障被遊候ては誠に御案事申上奉り候事故、いか様とも被申上不申、とふも其仄にては薩州へも御台様御すみ不被遊候御事にて候得共、とふか被遊方被為在間敷やと申居候ニ付、此うへは歌橋え御相だん被遊候方方(方方一字衍)、御宜しくやと本壽院様は申上あそはし候由、歌橋えも御さたの所、同様御留め申上候間、左候は、見合、薩州へは其通り申遣し候半と仰られ置候との御さたにあらせられ候、下略、

附記

(旧幕府台川安宅編)所収、他に昨夢紀事(日本史籍協会編)

明治廿年仲春石黒君一書を示さる、これ昔薩摩の順聖侯(順聖院は齊彬の院号也)の手沢、且幕府後宮之密書また同侯之手写なり、拝読すれば旧懐心頭に生ず、かつ当時之難危目前に現す、大老井伊公之忠情を回想し、其怨贖を解くに堪たり、嗚呼人間不可伝之書、今日これを偶然に得、実に務君か至誠之所感と云はん歎、

明治二十年三月 勝安芳誌

其二

安政年間温恭大將軍の末路に當りて、其嗣子なきを以て將に他より之を養はんとす、當時其撰に當るもの二あり、一は紀伊宰相慶福、一は一橋刑部卿慶喜也、慶喜は年長にして且声望ありと雖へとも、大將軍其人と為りを嫌ひ之を養ふを欲せず慶福十三歳、家齊の八男、齊順男、乃於家定為從弟、幼弱なりと雖も大將軍の肉縁近きを以て之を納んと欲す、五年正月十六日事既に内決するもの、嘗て中邨不能齋の搜索し得て閣下に呈する所之吾先公より直弼手書の文言は、号外三に記載して參考に供す也、藩臣長野義言に賜へる手書の如し、然るに在再未だ命を發せず、是歲四月先公大老と為るに及びて、大將軍先公に諭すに其意を以てし、遂に奏請して慶福を養ひ嗣子となす、実に六月二十五日也、尋て大將軍疾を得て終に起たす、慶福名を家茂と改め繼て大將軍たり、後天下の人士貴となく賤となく野史に談話に、此定嗣の事を謂ふもの相率きり曰く、大將軍薨後井伊大老之專断を以て幼主を迎へ、之を擁立して政權を弄すと、何ぞ其れ誣罔の甚しきや、務之を聞く、維新の後天璋夫人一日大久保一翁・勝安房に謂て曰く、故大將軍の嗣子を定むるや、世人之を井伊大老の処断に出ると云ふもの、其実を知らざるもの、誣言也、當時慶喜を以て嗣子とせし事を大將軍に勧むるもの多し、輒ち色を變して之を斥け固く執て

肯んせず、遂に断然自ら家茂を養ふに決して之を予に告げ、以て大老に命して發表せしむ、是正に予の親しく与りて知る所也と、後務之を福井県知事に承るに及びて、或人より此三書を得たり、即ち安政五年四月島津齊彬より松平慶永に贈りし書牘にして、実に其真蹟なり、又其極密と題するものは天璋夫人より、つばねと題するものは局某より、各齊彬に寄する書簡の写にして、並に亦齊彬の手写して慶永に贈りしものなり、此書や正に先公專断弄權の意に非ざるを知るの確徵なり、書中勝安芳の名あり、故に之を安芳に視すに証明する事別紙の如し、依て其本書三通と安芳の書を併せ、謹て之を従四位井伊伯閣下に呈す、伏て請ふ、閣下幸ひに永く保存し、他日先公の冤を雪くの証左に供せられん事を、

明治二十年丁亥四月

石黒務印
(旧幕府台川安宅藏)所収)

七三三 松平慶永へ書翰(付別紙) 四月三日

○近衛篤子(徳川家定御台所)贈其生父在鹿兒島島津齊彬書
(安政五年) 齊彬手写以贈在江戸松平慶永(四月三日)
(戊午三月)

極密

写

左様に御座候得は、此程御細やかに御書外に一封いたゞき拝見いたし、いさゝ承知致候、御都合にて申上まいらせ候半と日々心付まいらせ候へ共、これまで何之御咄し伺不申候ゆへ、上之思召もいかゞとぞんし本_家壽院様え鳥渡御相たん申上候へは、このほど御咄し伺_{定生母}ことの外御はら立にて、何ゆへかよふに大名より申出候かとの様之事にも一橋は御いやた、其うへ奥向皆々きらひ候ゆへ此義は叶かたく、阿波守などは近き御しんるい之事ゆゑ、かよふ之事御さ候は、御内々御直に申上被成候筈之所、諸大名なと、申合せ、表向に一封など出し候事けしからぬ事との事にて、なほまた薩摩守までかよふに申出し、新御殿_{新御殿は御台所を云}もあるに上をあなとり候様成事と思召、いかゞ致し候心かときつう／＼御はら立にて、早東新御殿え申付、この義相ならぬと申し候やうに致し度との御事、本壽院様御とめ上られ、新御殿被為人候ゆゑ、かよふに御一大事之事深く御ためをそんし上られ申上候事と仰上られ候得は、いつれ堀田_{老中堀田正睦正一月より今に在京}帰り之うへ、老中へも御相だん被遊、私え御された被遊候思召之由に御さ候、

かよふ之御都合にて御さ候まゝ、まつひかへ候様に本壽院様被仰候、私もかんかへ候へは、よく／＼なればこそかよふに諸大名よりも願出しまいらせ候事とぞんし、たとへ御しかり蒙り候ても、御為之事に御さ候へは、身はいとゐ不申と申上候へは、しこく尤成事にて候得共、まつひかへ候様たつての御とめゆへ致かたなく、また／＼歌橋_{幕府上臈歌橋佐藤氏}も内々御相たん致まいらせ候へは、これもおなしくひかへ候様に申まいらせ候まゝ、せつかく申候事無理に申上候てもいかゞと存、一まつ此たん申上候、私もかよふに御一大事を承りながら其仮に致候事、残念口おしく、御返事申上候も面白なくそんしまいらせ候、本壽院様には国元返事は何も表之御咄し伺不申候得共、何か深き思召被為在候由に御さ候と申せとの御事に御さ候へ共、たゞそれ計り申上候ては、かよふに御一大事の事、何ゆゑかと思召候半と極内々御心得に申上まいらせ候、下略

〔旧幕府(川安七編)所収、他に昨夢紀事(日本史籍協会編)〕

七二四 早川兼壽へ書翰 四月五日

一筆申入候、愈無異珍重存候、当地湯治中何も静謐にて候、扱は堀田も未タ帰府無之よし、当地風説にては、

色々六ヶしく被仰出候て、堀田当惑之様子ニ相聞得申候、当時ニ相成必勝之見込ミ無之無謀ニ争端を相開申候ては、弥以御恥辱差見得候様ニ存申候、天神下ニては公辺之事取かさり申候様被存候、猶亦所々承り合セ可然と存申候、

一 諸家上書之大意も致承知候、其外在国之面々上書も可有之、藤堂・肥前・伊達等は如何ニ候哉、承り合セ可申遣候、

一 蘭人出府色々可申立は必定と存申候、二百年來之御好ミも有之間、巫人よりハ能き方ニ御許容無之候ては相濟間敷事と存候、聞合セ可申遣候、

一 染川事、御預ケは御免ニ相成申候間、押込ミか御叱ニて可相濟と被存候、様子可申越候、

一 和戦何れニ相成候共、海防ハ第一之事、諸大名困窮ニては不相濟、此御所置一日延ひ候へは一日之後れ相成候間、少しも早く御所置有之度事と存候、棄捐ニても拜借ニても早く早く被仰出、固持御普代高知之諸大名江一艘ツ、早々軍船取立被仰付、追々ニ御軍備被仰出度事と存申候、夫々の様子何となく承り合セ候て、口振り可申越候、

一 高輪御見分も最早相濟申候哉、格別ニ思召は在間敷と存候、所々黒く塗候様可被仰付と存候間、是は追て塗候処ニて差置可申、其内ニは御発駕ニも可相成、よき木品之処塗候は先々見合セ可申候、

一 田町も御預り地ニ相成候よし、先夫ニてよろしく存候、台場も追々は石ニて築直し可申と相考申候、石は追々差登セ可申と存候、

一 金子之儀は時々見計可取計候、此方江差下シ候者方之事は差急き差下シ候ニは不及候、此方ハ如何様共取計申候、口永良嶋砂糖植付方当年より申付候、来年より追々出来増可申と存し候、十分ニ相成候得は二百万斤は出来可申と被存候、左候得は余程之益ニ可相成と存候、

一 其地米価高直之由、夫故当地も近年ニ無之高直ニて候間、此間より常平倉米二千石程は申請申付候、跡も追々申付候筈、他国米も三千五六百石買入申付候事ニ御座候、当年ニて常平倉之詮も相見得可申と存申候、

一 千鰯大坂之直組余程宜敷相成候間、追々差登候手筈ニ御座候、当国色々やかましく候へ共、此節は高山・阿久根等干鰯之よろしき事を存し、其外も少々ツ、は仕

ひ賞候様ニ相見得申候、是非十分之国産ニ相成候様可致考ニ御座候、牛根・大嶋銅山共追々宜敷、大嶋も深く堀込候故菜種と申鉢石沢山ニ相成、部留入りも宜敷相成申候、

一坊泊より又々水銀見出申候、五百目取得申候、追々手を附候考ニ御座候、郷士之家之下より出申候、玄碩見分ニ参り申候、

一萬年丸も修覆成就ニ相成申候、何分船之深サ間違高く候間風之当テ強くと存候、(高助)田原之見込ミ違ひニ御座候、甲板之上丈ケ高く御座候、全体甲板之処船之上ニて相応之事ニ御座候、夫故ニ船重く帆柱もいたみ候ニ相違無之候、先日蘭人江直ニ及質問候処相違無之候、

一去ル十五日山川江日本丸参り、十六日城下江参り一日滞在、十八日山川、十九日致出帆候、蘭人十八人乗組、内船将老人士官四人有之、十六日一時程、十八日は夕七ツ時より夜五ツ過迄、於船中寛々對話いたし候、蒸氣之早き事驚入申候、一時位ニて山川より前之濱江参り申候、十分に蒸氣仕掛候へは一時二十里位は参り候よし、迎ひ風つよき時は左程ニは無之候、相応之風迄は構ひ無く早く参り申候、台場も見セ磯反射炉・ホー

ルバンク其外見セ候処、随分宜敷よし、日本ニか様ニ出来候処は無之と存候と申候よし、此上は色々替候道具を制し候へは何品も下直致出来候間、長崎江伝習人可差出申聞候間、可差出段約束いたし候、台場之事等色々申候、祇園之台場一番宜敷と申候、色々尤成事申候、山川之湊を事の外ほめ申候、台場之場所段々申候、無拋尤之事申候、船将よりは士官第一之ハントローエ

ンと申人、台場之事等余程委敷候、又人物も宜きよし勝麟太郎事申聞候、来月比は御目付も乗組、又々可参哉と御小人目付申居候、城下之見物如山候て、中々歩行等は出来兼候との事ニ御座候、蒸氣之早き事ニは皆々感心之様子ニ相見得申候、異人之城下江参候事は二百年来無之、珍事ゆへに見物之多き尤之事ニ存候、台場も只今ニて十分ニ宜敷、しかしおこしまと上之瀬ニ(神島)五炮位之台場出来候へは、最早異船近寄候事は難出来、且牛かけ之辺ニ槽台場可然、又城山より城下後の山江十二廿位之砲十ヶ所程備候へは、申分無之とトローエ(牛懸)ン申居候、半月形之台殊の外宜敷と申居候、高き台場は台之据様第一と申候、台ニ乗セ候板只今ニては不宜、後の方高く相成候方筒くり出之為宜敷、且色々之砲備候

より一台場ニ同量之砲備候方混雜無之宜敷と申居候、
磯之反射とホールバングは申分無之と申候、高竈は吹
子弱く候と申候、吹子さへ強く相成候へは高竈にて十
分ニ砲も被鑄立候と申候間、其後別ニたゞら仕掛試候
処に、三日三夜ニ三千六百斤之鉄鑄流し申候間、愈吹
子之処ゆへ追々改正之心得ニ御座候、

一罷帰り候て彦右衛門其外伝習ニ長崎江遣候筈ニ約束い
たし、麟太郎江も奉行江伝言相頼ミ申候、

一田町之蒸氣船も始てには宜敷とほめ申候、しかし蒸氣
抜け候間取直し候へは、只今より十倍早く相成候と申
候間長さき江遣候筈ニ候、三十日も相立候へ、出来候
と申居候、廻り候節車之見得ぬ位ニ相成候と申居候、只
今早廻一廻りニ車十三辺程廻り候、取直候得は一廻り
ニ七八十辺廻りニ相成候と蒸氣掛り之蘭人之士官申居
候、今太之拵候パンを遣候処悦ひ候て、五十程所望ニ
て遣候、大砲船は櫻嶋にて修覆中ゆへ見セ不申、此後
見候て所存可承と存候、

一櫻嶋・おこしま・上瀬之有之ゆへ誠ニ宜敷とほめ申候、
祇園之台場は石ニ取直し候筈ニ御座候、蘭にては石少
ナキ故無抛焼石用ひ候と申候、石にて拵、上を一二尺

程土砂を入れ芝にてかため候方宜敷と申事ニ御座候、
下町之土手宜敷と申候、船より城之見得候処尋候へは、
あれ程台場有之候得は何も構ひ無之、船よりも台場の
玉を恐れ候間、城江打込候ひまは先ツは無之ものと申
候、火薬庫之天井〇此通り致候様、左無候得は落シ玉
にて被打候と申候、尤之事ニ御座候、山川之台場之場
所等も委敷申候、尤之様ニ存候、前ニ台場御座候へは
後口より廻り候所江も用心台場無之候ては不相濟もの
と申候、先は荒増申遣候、藤五郎江も可申聞候、

一琉と和蘭と約条之事ニ付、井上と相良・石原を大嶋迄
遣置候、表向銅山方其外物産之為と申処にて遣申候、
此段は極内々心得迄に申遣候、同人事十二日出帆、十
四日大嶋着之段船便より申来候、色々珍敷草木有之段
申来候、当夏其地江遣候船は丹鳳丸・青龍丸にて候、
四月中ニは嶋より可帰と存候間、着次第小白炭等積入
可遣候、此炭へ別段之株ゆへ不殘金子は此方江可差下
候、猶其節可申遣候、

一吉野寺山鹿倉追々大木ニ相成鹿立も不宜、馬も食物無
之候間切らせ候て炭并ニイス灰と材木ニいたし候筈ニ
御座候、二年程は相掛り可申候、よき大木も有之候へ

共不残うろ入ニて板より外ニ不相成候、山も余り長く
置候ては用立不申ものニ御座候、寺山相済候得はなん
こ場・丸山・扇山・關屋・惣陣と追々手を付ケ候考ニ
御座候、相応之炭と材木出来可申と存申候、

一 去秋より肥前と交易相始メ当春は此方より船遣候、イ
ス灰殊の外宜敷御座候、其代り米積掃り申候事、二百
兩位ツ、の益は有之候、吉野之灰出来候と夫より利益
多く御座候、

一 普請も追々出来候由、探愿画之事も致承知候、少々申
付候ても宜敷御座候、

一 地震之間は建立計り、跡之雜作等は追て可申遣候、出
来上り寸法委敷いたし、おこし画図可遣候、其節ニ夫
ニつゝき候廊下之事も委細おこし画図ニて可遣候間、
其心得ニて画図可遣候、

一 中奥并ニ表之庭は何も格別不植付、画図仕立遣候様拾
江可申付候、

一 取添之方百二十間之馬場南之方小土手江、松・さくら
・紅葉植付候心得ゆへ、其考ニて土手拵可申候、且塀
之きわにはかしの木植付候事、北之方小土手は土手計
り之事、堀之事は西郷江申付候通り也、

一 此飛脚着比は堅山は最早出立と存申候、

一 西城之一条其後如何ニ候哉様子承り可申遣候、兎角奥
向ニては橋公嫌ひ候よしニ承り申候、橋公も不評も御
座候よし、如何之事哉承り合セ可申遣候、

一 尾州御参府之上何そ被仰立は無之候哉、承り合セ可申
候、

一 芝普請残材木之内可也之品御座候へ、追て澁谷之中
奥座敷拵候間其心得ニて取置可申候、

一 引移り日限之事、未タ周輔より不申出候哉、且此方出
立日限之義も早く承り度、玄碩よりも申遣候へ共早く
相知れ候様、八月下旬より九月初迄之処ニ致発足度候
事、五月中旬迄ニは是非相知れ候様致度候、
先は用事旁申入候、以上、

四月五日町便より

用事 早川江

書添申候、十八日之玄碩江遣候書面心得申候、廿一日
ニ大坂之便り之様子ニては、堀田も十二八九御聞濟之
様子と申来候間最早帰府と存候、承り候義猶又可申遣

候、以上、

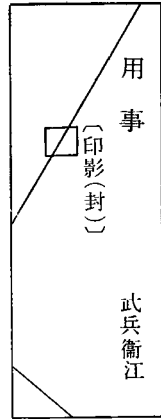
四月五日

全体別封可出と存候処ゆへ一日延し候て差出候也、

書添

〔神奈川県立文化資料館所蔵、昭國公文書・島津斉彬公御遺簡・賜早川五郎兵衛書・薩藩史料斉彬公所収〕

七二五 豎山利武へ書翰 四月九日



書面相達心得申候、愈無事珍重ニ存候、然は申遣候条々心得申候、此節は実ニ御下向之事外ニ存寄無之、只々御病後如何と御案んしは申上候得共、つほね江は右様之事不申遣候処、案外至極之事ニて恐入候事ニ御座候、全くつほね高輪之御都合不存ゆへ、内々のうち御留メ御都合よろしく候ハ、御城之事計考候と被存候、致方なく候間、是非々々と先日申入候通ゆへ、最早相

濟候と被存申候、又此節之文見候得は、国江相談之上御願と相定候得は、最早相濟候と存申候間、早く表向取計可然旨も申遣し、猶又局江も文遣し申候、さて又此節は実ニ早く御下向第一と被存候は、委細才輔より承候哉、

京都殊之外むつかしく、戦争難量候間、少しも早く御下向之方案心と存申候、右ニ付通坂之節は借金一条も先日申来候得共、此節は二三万も借り出候かたニ可取計、先日之考とは 京都之事ニて致相違候、左候て借金致出来候段江戸江可申上候、呉々も又々つほね江申遣候間、御聞濟無相違と存申候間、安心可致候、扱黒木之事、扱々困り入候得共、先家老中江申聞候て可取計候、しかし安藤・近權外は退役程之事ニ無之との御沙汰は不申聞、多年相勤御昇進御用も相励候間、御有免ニて玉里一篇之勤可被仰付との趣申参候段可申聞と存候、あれ程之事ニても退役ニ不及事哉と世上ニ申候も如何ニ候間、其方着之上も其心得第一ニ存申候、一アメリカ之事、京地様子、猶又承り合せ可申遣候、何分不容易御時節かと存候、弥事むつかしく相成候へは戦争難量存候間、手当第一ニ存候、表向打払被仰出候

てより之手当ニては、間後れニ相成候間心組可致置と考、駿河・下總江勘考候様申置候、御国威ニも相抱抱は必定、誠ニ可敷事とそんし申候、委細才輔より承候事と存し書付不遣候、右様之都合ニては琉人参府も如何ニ候哉、關東様子追て申遣候様早川其外江可申遣候、扱今夕指宿より帰り申候、入湯余程致相応候、且秀之事心得申候、黒木立之事も相分り候上と存候、何分玉里一辺ニても同人引入可申、左候へは同様ゆへ城代一篇可然事ながら、先々何とも不申聞、家老吟味可申付と存申候、其内着次第万々可申談候、先は返事申達候、以上、

四月九日

〔三年町島津公府家蔵書翰巻物一所収(東大史料編纂所所蔵)〕

七二六 早川兼彝へ書翰 四月九日

愈無事珍重存候、今夕致帰着候、入湯余程相応いたし候、扱申越候巫奴之事心得申候、然ル処別紙之とをり〔原田〕才輔より申越候ニ付ては、此比は色々閑老はしめ大心配評議も可有之と存候、必勝之見込みも無之、無謀之大和たましい之義論御取用ひ之事、扱々可敷事ニて、天神下心配さつし入申候、弥諸大名江再応御尋ニも可

相成哉、又は不容易一大事ゆへ、在国之面々参府にて、大評議可相成哉、夫ら之様子早々承合せ可申越候、最早承り出し候て申遣候とは存候得共、幸便ニ任せ申入候、

一西丸之事も被仰出候様子ニ聞得申候、如何之都合ニ候哉、承度候、

一水戸土州より立派ニ申候人油断不相成由、是は大かた推察之処、阿州・越前・井伊・因州なとかと相察し申候、肥前如何か、是は其様成馬鹿は申間敷と存申候、

一地震之間之事、是は澁谷のを新敷候て、好之所江引直し候て宜敷候、雪庵より今度申遣候間、同人江承り合宜敷可取計候、尤玄碩より雪庵江も申遣候、

一務江可申候、郷兵衛便より可遣と申候品は、当月末式日より遣候間、其段可心得旨可申聞候、帰り掛ヶ取込申入候、以上、

四月九日

〔包紙ウハ書〕

〔印(封)〕

用事

五郎兵衛江

〔鹿児島市磯崎古集成館所蔵、照國公文書・薩藩史料善彬公・賜早川五郎兵衛書等所収〕

七二七 島津久寶へ書翰 四月九日

書付相達し得其意候、然は此度つほねより申上候御いとま御差留之事誠ニ恐入奉存候、御拝領ものゝ都合宜敷様ニと夫のみ相考候て内々申入候処、御直ニ御差留メ之旨申上候事、誠ニ以不都合千万、何分致方無之候、先便是非御聞濟之事申上候間、最早相濟候とは存候得とも内々申入候事、愈忽千万恐入候事ニ候、猶此度もつほね江申遣候、委細永江より可承候、扱また御昇進之事ニ付つほね申越候趣、委細心得申候、駿河江も見セ置申候、

一 アメリカ之事、過日原田より申越候処ニては何分不容易事ニ可相成哉と存候、夫ニ付ても少しも早く御下向之事、第一安心之事ニそんし候、アメリカ之事能々聞合セ、手技なく取計專一ニそんし候、書面之様子ニては戦争有間敷とも不被申様子、關東之御請答如何ニ可相成やとそんし申候、右ニ付ては台場等半成就之処手を付ケ可申やと、駿河等江も相談最中ニ御座候、其地守衛人数等之事も、此様子ニては交代六ヶしくやと被存申候、万事筑後・圖書申談取計專一ニ存候、兩人江は別段不申遣候間、其方より可申達候、以上、

四月九日

七二八 島津久寶へ書翰 四月九日

書状相達申候、愈以無事珍重ニそんし候、然は御下向之一条云々心得申候、別紙申入候通、内々ニて申入候義を以て御差留メ相成候義、御城之御都合計り相考候事ニて、つほね愈忽ニ御座候得共、何分最早致かた無之恐入候事ニ御座候、此節之文之様子ニては、大かた相濟候事と被存候間、表向御願相成可然と被存申候、猶又つほね江別紙申遣候通故、無御構御願書被差出候て可然と存申候、一往思召立之御事故とても御承知は無之、却て不都合ゆへ、以後も能々心得候様、つほね江申遣し候間、此段も心得迄に申遣し候、つほね之考ニは、内々のうち申上候かた宜敷との心得ニそんし候へ共、甚タ不都合之事、全くは高輪之御様子委敷不存ゆへニ御座候、扱又別紙申入候アメリカ之事、やかましく相成候ては何とも難計候間、少しも早く御願之方可然と存候、近日郷兵衛出立ゆへ、口達ニて万事可申入候、又局江之文は休之丞迄遣候、此段申入候、アメ

〔吉彬公芳翰・黒田家藏吉彬公書翰影写所収（東大）史料編纂所所蔵、他に照國公文書・石室秘稿〕

リカ之事、再応諸大名存慮御尋之事ニ付ては、在国在府一同評議も難計、左候得は参府被仰出候儀も難計、様子さくり早々申越候様可致候、取込早々申入候、以上、

四月九日

猶々、今夕罷歸り申候、湯治相応いたし候、以上、

〔善彬公芳翰・黒岡家蔵善彬公書翰影写所収〕
〔東大史料編纂所所蔵、他に石室秘稿〕

七二九 豎山利武へ書翰 四月十日

添て申入候、此封もの認メ候跡江奥より局之文相廻り申候間、又々委しく返事遣候俟、最早御聞濟ニ可相成候、内々ながら御願書不出うちとそんし取計候段も能相分り申候、高輪御都合不存ゆへ之事ニ候間、以後之処も委しく申遣候間、是非御聞濟之事とそんし申候、猶追て可申聞候、委細休之丞より申遣候、以上、

四月十日

昨夕罷返り候、四ツニ出大鐘前ニ歸り、夫より跡之文認メ大取込ニ候也、



〔三年町島津公爵家蔵書翰巻物一所収(東大史料編纂所所蔵)〕

七三〇 島津久光へ書翰 四月十二日

一筆申入候、愈御平安珍重存候、然は外夷之事に付て京都より申来候事有之、急に御談申度儀も有之候間、何となく今日は登城可被成候、尤いまた家老中へも不申聞訳故、只定例御出之積にて御出可被成、左候は、九つ過には御逢可申候、誠に不容易儀到来いたし候、委細は御面談之上可申述候、恐々、

四月十二日

薩州

周防殿

用事

〔照国公文書所収、他に島津家書翰集・順聖公年譜〕

七三一 早川兼彝へ書翰 四月十八日

一筆申入候、愈無事珍重存候、然は別紙写之通才輔より申来候間定て堀田も帰府大評議と被存候、何分當時一編も下直之品有之次第取入可差下候、其地在合御座候ハ、舟便にて可差下候、助八江向ケ可申候、手強き御返事は誠ニ後患之基ひ不容易事と存申候、天神下其外之様子早々可申越候、万御破談之節は何時争乱可差起も難計候間、此上勅命にては致かた無之候間、自国之固メ第一にて手後れニ相成候ては不可然事ゆへ、台場大砲其外手当日も早く取計候外は無之と存候間、追々申談シ手当可致治定ニ候、先第一兵糧・硝石之手当申付置候、右ニ付て田町も只今之通にては相濟間敷、不叶迄も手当は十分ニ不取計候ては世間之外聞如何ニ存候間、普請之事も御座候へ共、田町之方も手後れニ相成候ては如何ニ候間、大元丸残り金早々申下ケ候て其方江振向ケ可然哉、且又か様之時節ニ相成候へは、借金も出来候程は才覚第一にて、自から棄捐可被仰出候間いつ方ニても才覚第一と存候、此段は其地之以様子三原申談以見切可取計候、

一關東之御請誠に一大事にて、此御請次第にて治乱治定之境と存候間様子等早々可申越候、右様之事ニ候ハ、錫も又々高直ニ可相成と存候、無手抜可取計候、此一

義破れ立一兩度打払候とも後來之処六ケしく、つまり和親ニ可相成、只々可恐は内乱難計と存申候、弥破談ニ相成申候ハ、無謀血氣之族競立可申候得共、一兩度手強き目ニ逢候ハ、其者共忽チ和親を望ミ候ニ相違無之候、當時は水老・土州・立花、因州なとよろこびと被存候、しかし以後は後悔相違無之と存候、

一御破談之様子にては琉人参府如何可相成哉、何分不容易時節到来と存申候、弥六ケしき事ニ候ハ、江戸定式入用等別して取締第一にて、此節は中々人の氣を兼候て体能き方にては不相濟と存候間、其時は大奥入用等其外十分ニ減少可取計候、此段藤五郎申談極内心得可罷在候、先は要用早々申達候、以上、

四月十八日

猶々、弥ニ候ハ、普請出来候とも大奥は先ツ澁谷のかた可然と存申候、猶また様子ニより此方よりも可申遣候、極内々申入候、以上、

用事

五郎兵衛江

(封筒ウハ書カ)
(印) (封)

用事 早川江

〔印(封)〕

要用 五郎兵衛江

〔神奈川県立文化資料館所蔵、照國公文書・島津家書翰集・島津斉彬公御遺簡・賜早川五郎兵衛書・薩藩史料斉彬公・順聖公年譜所収〕

七三三 島津齊彬男児哲丸の嫡子願の件に關し江

田平藏へ家老達 四月二十四日

御使番勤

江田平藏

右は、哲丸様御事今般

御前様御養 御嫡子ノ御願被為濟候付、御用向致取扱候様被 仰付候条、先例ノ向ヲ以取シラへ、得差図候儀共無延引申出候様可申渡候、

四月 新納駿河

右安政五年午四月廿四日、於御側御用人友野市助

殿御取次ヲ以被仰付候事、

〔島津家書翰集日本史籍協会編所収〕

七三三 島津久光へ書翰 四月二十七日

過日は芳翰忝存候、其後愈御平安珍重存候、扱御書面

二通被遣、篤と致披見候、至極宜敷御座候間、此節便

堅山迄為持遣し、永江へ及相談候様申付候、外宅通是

又御尤に存候、委細御面談之上追々御相談可申候、此

間より御腫物之よし如何ニ候哉、御加養專一に存候、

扱又江戸之様子早川より内々申遣候、不容易事にて、

万一奉書にて御取極め之段被仰上候は、

京都之御都合以の外之事故と存候、左候得は外寇より

内乱之方一大事と被存候、扱々不思議之時節到来と存

候、早川より之書面内々相廻候、猶又御勘考專一に存

候、御覽濟御返却可給候、庭之菊咲候間御慰ニ致進入

候、要用御報旁早々、以上、

四月二十七日 薩摩守

周防殿

御報

〔照國公文書所収、他に島津家書翰集・薩藩史料斉彬公・順聖公年譜〕

七三四 早川兼彝へ書翰 四月二十八日

両通二十五日に相達シ、委細令披見候、愈無事平安珍

重ニ存候、申遣候条々誠ニ不容易事とそんし候、

京都様子も中々六ヶ敷、伊賀所存も尤ニ候得とも、夫

にては異國之掛念は薄く候得共、何分

京都之居合如何可有之哉、奉書にて相濟候へは宜敷候得共、万一連勅の所にて被仰出候は内乱差見得申候、左候得は

京都江隨從之諸侯も可有之、其ときは以の外之事にて、後來何とも難計と存候、伊賀考も良策とは不被存候、万々一宣旨被 仰出候様相成候ては、第一國元之所置甚々六ヶしく、此義当惑至極ニ御座候、御双方共無拋事ゆへ、不当不障自國之固メ第一ニいたし候外有間敷哉と考申候、此後少しも無油断承り合可申遣候、

一阿州之事扱々存外ニ候得共、これは公辺聞合せ違かと存申候、同人事越前申合せ、一橋御養君の義第一ニ申立候、夫故当年も在府と越前も申立候哉に被存申候、しかし何ぞ証抛有之候哉も難計、弥左様ニ候へは不相濟人物に御座候、尾州之事格別了見は有間敷、只此度之条約御不承知かと存候、何分身柄之人々ゆへ甚々不宣、御家門格別之面々、右様之事にては徳川家衰微之基ひ、天下之御為可恐事ニ存候、異國之かたより内乱之方、此方之考にては六ヶしき様ニ被存申候、京地之様子追々承候へは、押付て奉書出候ては、最早天下大

乱相違無之様存申候、呉々も委細承り合早々可申越候、

一猶又極内申入候、此節京地之様子、兼て公辺之被成かた余り御手輕ゆへ夫々の事迄も引出シ、内々は此度之機会にて關東之威光を滅し候処と、堂上地下共ニ申候

哉ニ内々承り候間、夫ニ押付之取計有之候ては、一往人氣動乱無疑、其節は飛脚之往返も如何可有之哉、且又内密之書面等遠慮第一に存候間、隠頭墨之方色々有之候ゆへ、様子により文言は一通りにて、間ニ隠頭墨にて密事認メ可遣候間、其節は火ニあぶり候か、又は綠髻を水ニとかし其水中江ひたし候て見可申候、其方よりも隠頭墨にて密事可申越候、隠頭墨之方は式日便拵候て可遣候、中々油断不相成間此段申遣置候、且飛脚も六ヶしき節は、足輕飛脚も掛念ニ存候、其節は僧徒宜敷候間、大圓寺・大中寺江申談シ可取計、先年臥

雲井ニ大中寺江は、万一の節は其心得第一と申置候事も有之候間、極々用心のため申遣置候、決して他言有間敷候、先は要用早々申入候、以上、

四月二十八日

〔奥封〕ハ書カ
〔印封〕
〔印封〕
〔印封〕

要用

五郎兵衛江

〔包紙ウハ書カ〕

五郎兵衛江

〔鹿兒島市磯崎古集成館所蔵・照國公文書・島津齊彬公御遺簡
・薩藩史料齊彬公・順聖公年譜・嶋早川五郎兵衛書等所収〕

七三五 島津齊彬男児哲丸の呼称ついて家老達

四月

哲丸様御事、若殿様と可奉称、且御順之儀御前様御次被仰出候、

右ニ付、哲之字并同唱迄モ可致遠慮候、

右之通不洩様可致通達候、

四月

駿河新納

〔石室秘稿所収(国立国会図書館所蔵)久仰〕

七三六 大砲台場築造のため江戸田町別邸海岸埋

立願の件について家老達 四月

江戸田町御屋敷海岸地先埋立之儀、御願之上御台場等御築立相成候儀は、全守衛向御手厚被遊 思召故之御事ニ付、右地面之儀御願之趣被為在候処、御願地被仰付候旨従 公義被仰渡候段申来候条、此旨向々へ可申渡候、

四月

駿河上

〔石室秘稿所収(国立国会図書館所蔵)〕

七三七 島津齊彬女兒寧姫御前様養いの件につい

て家老達 四月

寧姫様

右於江戸御出生之御女子様御身弱ニテ御届被扣置候処、追々御丈夫被為成、今般御前様御養被 仰出、御届被仰上、右之通奉称候、

一御順之儀 寧姫様御次 典姫様 寧姫様と被 仰出候、

右之通被 仰出候段御到来候、此旨奉承知、左候て典・寧之字并同唱迄モ遠慮可致候、此旨表方へ致通達、奥掛御勝手方へモ可相達候、

四月

伯耆島津

〔石室秘稿所収(国立国会図書館所蔵)久福〕

七三八 島津齊興湯治養生のため暇願の件につい

て幕府老中申渡 五月七日

同年五月七日

薩摩守父隠居

羽織三

松平大隅守

名代 秋月佐渡守

松平大隅守儀、国許江罷越、温泉江入湯養生致
度旨、願之通御暇被下、二十ヶ月程も罷在候て
参府可被致候、快候得は御暇内ニても参府致度
旨勝手次第可被致候、依之被下候、

右於御白書院縁頼、老中列座中務大輔脇坂安宅申渡候、
〔石室秘稿所収（國立國會図書館所蔵）

七三九 島津久光へ書翰 五月二十六日

鬱々敷天氣に候処、弥御平安珍重存候、然は此度別紙
御尋に付、上書案致出来候間掛御目候、御考承度候、
外に早川より申来候江戸様子書、是又掛御目申候、明
日中御返却可給候、急飛脚廿八日差立之筈に候、以上、

五月廿六日 薩摩守

周防殿

用事

封紙

周防殿

用事

薩摩守

午五月廿六日

〔昭国公文書・島津家書翰集（日本史協会編）
所収、他に薩藩史料音形公、順聖公年譜〕

七四〇 水軍兵士御小姓組へ家部立、ならびに切
米支給の件について家老達 五月二十六日
御切米四石宛

小番

福島清兵衛

嶋津壬生組
御小姓与

森 瀧右衛門

外ニ数十人

右水軍兵家部被仰付、家格之儀は是迄之通ニテ、右之
通代々御切米被成下候、
一御切米四石宛

小番
藤八郎三男

平田新次郎

外名略

右御小姓組へ家部立水軍兵士被 仰付、右之通代々御
切米被成下候、
一御切米四石宛

島津壬生組
御小姓与
平右衛門二男

伊藤相左衛門

外名略ス

右水軍兵士御小姓与家部立被仰付、右之通代々御切米被成下候、

右之通被仰付候条、諸帳面等如例可被申渡旨、駿河

殿御差図ニテ候、以上、

安政五年午五月廿六日

川上右近印

(石室秘稱所収(國立国会図書館所蔵))

七四一 早川兼壽へ書翰 五月二十八日

書面相違申候、愈無事珍重ニ存候、拟申遣候条々委細相心得候、今日所存書も急便ニテ差出候、此便は先日の帰便より遣申候、何分不容易時節扱々心配ニ存申候、御治定之上 京都江被仰上候事は実ニ不宜と存候、御国内一和無之候事、第一可恐事ニ候処、

叡慮御不満の義有之候ては、如何程 關東の御威光ニても、當時の処ニては六ヶしくとそんし候、外寇より可恐は内乱とそんし候、様子承り合追々可申遣候、此度之上書添書ニ、右之趣意も認メ遣申候、

一 大元丸代金最早相下り候哉、当地も琉人方其外ニテ案

外之事有之、大坂江又々申遣候、誠ニ困り入申候、来年より詮立候節儉と存候へ共、当り障り有之候間十分に難申付心配ニ存申候、

一 京之方も、此上御異存は無之とは存候へ共、此上六ヶ敷相成候ては、大乱到来無疑と存申候、

一 発駕は二十八日・九月朔日之内と存申候、江戸御発駕旁ゆへ、別て混雑と存申候、

一 琉人王子も最早上国いたし候、唐国賊勢盛ニ候よし、接貢船便より申来候、福省も近所迄賊勢参候様子ニテ、調文品買欠之品多く候よし、細事は相分り不申候、

一 長さき江亞奴参候由承り申候、

一 芝引移りも九月二十五日比と申遣候、委細は玄碩より可申遣候間、仙波申談し可申候、

一 青龍丸近日出帆之つもり、炭其外積入遣候、着船候は、何品ニても積入早く可差帰候、小納戸茶道方・庭方

外之荷物は積入不相成候、着船之上は徒目付見締いたし候様ニ申付候、山たては積入申間敷候、大豆・いりこ・昆布・数之子は宜敷御座候、銅も御座候ハ、積入れ可申候、先日より出帆の筈ニ候処、雨降つゝ其儀

相叶不申候、呉々定式大廻り等江積入候品は不相成候

事、来月は又々丹鳳丸遣し申候、拾・務江向け遣候品も有之候、炭は其外江向け遣申候事、椎だけは拾方江も遣候事、

先ハ思ひ出候分申遣候、以上、

五月二十八日町便より、

〔封紙ウハ書カ〕

〔印〔封〕〕

用事

五郎兵衛江

〔鹿兒島市磯尚古集成館所蔵、照国公文書、島津斉彬公御遣簡・薩藩史料斉彬公・順聖公年譜・賜早川五郎兵衛書等所収〕

七四二 早川兼舜へ書翰 五月二十九日

一 琉人も最早大半致上国候、唐国も当春より又々賊勢盛ニ相成、所々攻取候よし、廣東も未タ英人と和親不相成、又々六百万両可差出旨、英人申候て、廣東の提督一人英船江呼寄候て不差帰由、北京より廣東江総督向何某とか申仁、下向ニ相成候よし、福省も近辺延平府と申所迄、賊攻入候との事ニ御座候、夫故品物買欠多御座候、琉球江滞留之佛人申候ニは、唐国も今来年之内ニは、北京江英・佛の兩館可致出来様子と申越候との事ニ御座候、朝鮮は英国、日本は亜国引受候て取計候筈と申候よし、極内承り申候、

一 伊達と越前江急用手紙遣候間、届次第可相渡候、

一 地震之間之事は未タ不申遣候、是は其内都合にて申遣候、廊下も其節可申遣候間、廊下之下地は伺通りにて手当可申付置候、地震之間内は着の上可申付哉と存申候、夫故玄碩よりは何も不申遣候、後便廊下等の事可申遣候、

一 所存書写内々遣候也、

一 拾江申付候て、一組五七匁位のたはこ入、きせる簡三十組程、早便より遣候様可申付候、

一 約条取結ニ相成候上は、武備等の御世話可有之様子之処、委敷承り合可申遣候、此後姑息の事にては、最早夫限之事と存候、能々承可申候、先は用事早々申入候、以上、

五月二十九日

〔封紙ウハ書カ〕
要用

五郎兵衛江

〔印〔封〕〕

〔印〔封〕〕

〔鹿兒島市磯尚古集成館所蔵、照国公文書、島津斉彬公御遣簡・順聖公年譜・賜早川五郎兵衛書等所収〕

七四三 幕府の島津齊興湯治暇願聞き届けの件に

関して家老達 五月二十九日

〔島津斉興〕 宰相様 御事、御持病之御持疾不被遊御勝、然処去夏

御病氣御煩、猶又御持病御差発被遊 御難儀候ニ付、

御国許江御相応之温泉有之被遊御入湯度、二十ヶ月程

モ御暇被下候は、当秋御発駕被遊度旨 〔島津斉興〕 大守様ヨリ御

願書、先月三日脇坂中務太輔様へ被差出置候処、同七

日 宰相様為 御名代御一類様御一人御登城被成候様

前日御用番右御同人様ヨリ御留守居被召呼、御達相成

候ニ付、御名代〔高政、高瀬藩主〕秋月佐渡守様 御名代御登城之処、御

白書院御縁頼へ御老中様御列座、宰相様御湯治御暇

御願之通被仰出、御羽織御拝領之旨、右脇坂中務太輔

様ヨリ被仰渡候段御到来候、依之御一門方其外月次御

礼罷出候面々、明朝日 御礼後引続キ御両殿へ御祝儀

可被申上候、

五月廿九日

駿河

〔石室秘傳所収 国立国会図書館所蔵〕

七四四 松平慶永へ書翰 〔五月末乃至六月初頃カ〕

○在廳島島津齊彬贈在松平慶永書 〔安政五年戊午六月、石黒務蔵〕

六月廿二日着 薩州〔此八字慶永筆〕

別啓仕候、今度御滞府之儀は実に恐悦大慶仕候、例之

御一条、細々西郷より申越奉承知候、全本印御不承知

之事と被存候、乍併岡部之上意之義、必ず御油断有之

間敷乍憚奉存候、此度再応御尋に付、別紙之通に建白

仕、外に添書写之通申上候、尾州之事、扱々案内次第

御衆岡部因幡守長富・尾張慶喜案内云々は何事ならん、近親を撰ぶに

なくして年長を撰ぶと云へば、慶喜一人に限らず、賢明も担へば極も

折る、も知るべからず、慶喜若事願を望むのならば当然のこと也、

慶喜の末路を見れば賢明なりや否や、三才の童子も知るを得べし、

人欲難量物に御座候、阿州も副將軍望み候哉のよし、

誠に不思議千万之事に御座候、貴君之御誠意神明に通

候故、御滞府も被仰出候事と奉存候間、十分に御建白有

之、西城御治定之義被尺御情力〔情当作精〕候様奉希望

候、且又添書に申上候通、約条御取結之義、京師を押付

候様成御処置有之候ては、実に以の外之事と奉存候間、

是また御賢考專一に奉存候、約定之儀、京師御許容被

仰出候上は、万事之御処置一大事之儀、万々一因循姑

息之御処置有之、旧習一洗不仕時は夫迄之御事に付、

是又御周旋第一と奉存候、何分にも不容易御時節到来、

日夜心痛仕候、崎陽も亞奴渡来のよし、跡船より役人参

密示奉希候、崎陽も亞奴渡来のよし、跡船より役人参

候との事に御座候、取込早々奉申上候、恐々敬白、
直御御役中手留、安政五年九月二日松平薩摩守齊彬七月廿日於国
許卒去致候旨届出候に付、天璋院様今日より十五日十三日御父之
御忌服被為受、依之退出より一同御広敷罷出、老女に逢、伺御機
嫌史傳に七月十六日卒、年五十。○実七月十日の由、同手留

に九月十日松平故薩摩守奇彬妻今朝病死に付、天璋院様五十日十三月の御忌服被為受云々(芳樹院)

(旧幕府(戸川安宅編)所収、他に照園公文書、昨夢紀事)

七四五 島津齊興湯治暇につき江戸発駕時期内定の件について家老達 五月

宰相様御湯治御暇にて、当八月下旬頃可被遊御発駕御内定旨、御内沙汰被為、在候段申来候条、御手当相掛候儀共御先例之振合ヲ以取調候様被仰付候、此旨可承向々へ可申渡候、

五月

駿河

(石室秘稿所収(国立国会図書館所蔵))

七四六 近衛忠熙へ書翰 六月五日

尊書謹て奉拝見候、甚暑之節御座候処益御機嫌能被為成恩悅奉存候、然は墨夷之義ニ付委細被仰下候趣謹て奉承知候、先日從關東伝達相成候間、所存言上仕置候ニ付其内、御覽ニも可相成と奉存候、右ニ付乍恐愚存之趣御内々左ニ奉言上候、墨夷之儀不容易訳柄深く被

惱

御慮、三家始諸大名赤心被 聞食度可及衆議言上旨

勅諭之趣恐入奉承知候、

御慮誠ニ当然之御事にて、嚴重ニ条約及示談可然段申

上度奉存候へ共、諸国之光景相考候処、關東を始メ諸藩不残武備手薄く海防之要器全備不仕折柄故、以道理及示談候ても風俗相違之異人共、道理不相弁無法之所業仕り候か、又は亞・魯・英・佛之諸国

王城近海江乘込候節は、打払之外は無之と奉存候得共、前文之通要器も少く必勝之見居無之候ては、却て御国体ニ相響可申哉と深く奉恐入候、大坂近海之御手当出(松江藩主、松平定孝)羽守始被仰付候計にて、只今に大砲礮台之事さへ等閑ニ有之候、其余之海岸猶更之事にて深く掛念仕候間、乍残念此節之処は

仮約条

御取結之上

皇国一同奢侈之風習

御一洗被為在、武備嚴重ニ被仰出

御国威を海外ニ御示し被為在、五大洲制御之

御良策御座候様奉願候、勿論以

勅諭 台命打払被仰出候は人心奮発仕、

皇国之威武海外江輝シ、異賊を千里之外ニ追却無疑と存込候族も不少、実ニ左も可有之候得とも、彼は海上自在之以軍艦遠方より大礮打掛ケ、又は諸海岸江出沒

仕候ハ、誠忠一致之面々擲身命相働候ても、可対軍器無之候ては勝敗如何可有之哉、且又当時外夷之事情勘考仕候処、蒸氣船發明以後益海上之得自在、大礮等之要具も不少、殊に戦争ニ取馴実地を蹈ミ候族ゆへ、弘安蒙古同日之論ニては在御座間敷候間、深く

御勘考被為在度御事と奉存候、将亦当時諸大名其外色々申立候面々も、弥後患無之方略見居御座候て申上候哉無覚束、其外浪人・儒者等之面々当座之以道理申立候得共、後來迄之考如何可有之哉、人に依ては立身出世之考ニて申立候も難量奉存候、其上關東諸役人充分ニ和親交易と見居罷在候様子ゆへ、打払敵密ニ被仰出候ハ、可奉畏候得共、本心和を好ミ候面々必死之所存如何可有之哉、根本之關東右之通ニては、有志之面々如何程相働候とも人心一致之処甚タ掛念仕候、備中守下着之上重人江約条日延申達候処、是迄は關東政權も有之と存候処、此節之様子ニては直ニ

京師江及奏達候方かと申演候よし伝承仕候間、弥事柄六ヶ敷相成候ハ、

王城近海江推參可仕も難量、是又一大事之御場合と奉存候、其外申上候も恐入奉存候へ共、先比中關東之内

評伝聞仕候処、此節衆議言上之上方々一勅許無之候ては不詮立事故、衆議一致ニ候は仮条約取結候上可及言上旨評議御座候へ共、備中帰府之上沙汰止ミニ相成哉之趣ニ付、衆議言上之上勅許無之候ハ、又々如何様之評議可有之も難計、左様之節は

朝威ニ相拘、難被捨置

御場合ニも可相成、左候へは

御内乱之姿ニ相成候間、其機ニ乘し外賊如何之所置可有之も難量、却て被惱

叡慮候御場合ニも可相成奉存候間、衆議言上之上格別之御故障無之候ハ、

御許容被仰出度、尤以後武備敵重ニ相整候様急度關東江被仰出、其上等閑之義御座候ハ、度々

御沙汰被為在、十年之内全備相成候様

御世話被為在候ハ、永世安全奉安

叡慮、後患無之方略相整可申哉と乍恐奉存候、左候て西城 御養君之儀此節急度御治定相成候様被仰出度、

於關東も異人之所置

御許容相成候上は、西丸之儀否可申上訳無之両全之御

事と奉存候、不容易義種々申上恐入候へ共、
皇国之御大事難捨置、所存之趣奉言上候、

御笑覽奉願度御請旁御側迄奉申上候、誠恐誠惶謹言、

薩摩中將

六月五日

齊彬〔花押〕

謹上

〔別紙〕

別紙奉言上候、

京師近海江異船渡来仕候へ、防禦之儀相心得候様

尊命之趣奉承知候、此義乍恐關東嫌疑御座候間、充分

之手当は御請難申上、勿論御奉公之事故可怖訳ニは無

御座候得共、か様之事より内乱之媒ニも相成候間被

聞食置度、尤様子ニより難差置儀到来仕候へ、早速

御奉公可仕心底に御座候間、御内々奉言上候、扱亦御

内々相伺候得は、大樹公より御直書被進候由、幸ひ之

機会と奉存候間、以後海防十分ニ行届候義其外御所向

御取扱等之事、西丸一条等委敷御返事被為在候方、後

来之為第一之御事と乍恐奉存候、つほねよりも委細申

上候由なから猶また乍恐奉言上候、西城之義伝聞之処
にては

大樹公御始メ閣老ニも橋公と思召之よしなから、本壽

院殿と歌橋等不承知にて御治定不相成段申参候間、其

思召にて被仰出可然と乍恐奉存候、此機会取失候ては

最早致かた無御座伏て奉願候、女子之事故天下之御為

等不心付当座之考計りにて紀州と被申候上、水野土佐〔忠実、新宮藩主、紀州藩付家老〕

事十分ニ奥向江取入罷在候故之事ニ御座候、水野土佐

妹〔於ひろ、杉氏〕

慎徳院様御中ろふ相勤候ものにて、奥向江は都合宜敷

人ニ御座候間、此段も奉言上候、先日岡部駿河守と申

もの江

大樹公御直話ニも、橋公と御治定なから本壽院殿御不

承知ゆへ御当惑之段くり返し御話し被為在候由、御側

向并ニ女中は嫌ひ候由、閣老初表方諸役人は橋公之儲

位相望ミ候よししたしかに伝聞仕候、且又極内々申上候、

尾州事西城之希望有之、

京都江御手入御座候よし閣老はしめ承り、甚タ不都合

との事ゆへ乍恐申上置候、阿州も副將軍望ミ有之との

事も閣老中疑念不少よし内々承知仕候間、御心得之

為奉言上候、か様之御心配奉掛候も、全く關東始之姑息より事起り候て今更致方無之候間、大御変革之上後來之御所置被為在候外良策存付無御座候、先は以添書内々奉言上候、恐惶頓首再拜、

六月五日

猶々、關東江言上之書面写内々奉差上候、以上、

〔關明文庫所藏、照田公文書、順安公年譜、薩藩史料齊彬
〔公右室秘稿中、齊彬公史料補遺安政五年戊午所収〕

七四七 近衛忠へ廻書翰 (安政五年九) 六月五日

一筆啓上仕候、甚暑之節御座候得共、先以益御機嫌能被為成恐悅御儀奉存候、当地も無異靜謐ニ御座候、琉人も追々上国仕候、唐国之様子承候処、賊勢盛之上英佛両夷之和親も不相濟段届申出候、長崎江亜船老艘來着、跡類船二艘待合セ江戸江可參申居候よし、其外魯・英・佛三国之軍艦追々江戸近海江可參段申出候との事ニ御座候、先は暑中御機嫌伺御内々申上度如期御座候、誠恐誠惶謹言、

薩摩中將

六月五日 齊彬 (花押)

謹上、

猶以、暑氣折角御厭被遊候様奉存候、此品御側迄進

上仕候、以上、

〔關明文庫所藏、石室秘稿中、齊彬公史料補遺安政五年戊午所収〕

七四八 早川兼霖へ書翰 六月九日

以早便申入候、愈無事珍重ニ存候、然は西郷吉兵衛一昨日着、委細ニ承り、又越前より之文通有之相心得申候、仮約条は御取極メ之上

京江被仰上、西之事紀ニ可相成様子と被存申候、右ニ

付ては、二十八日差立候上書添書は不用ニ候間、其分

引残シ候て差出候様、仙波迄今日申遣候、前文之通ニ

ては、以後之様子如何ニ可相成も難計、堀田も危きよ

しニ存申候、又吉兵衛承候へは、本多美濃召候よし、

如何ニ候哉、堀田之代りか西の老かと存申候、其外之

様子細々承り可申遣候、扱養之事にて、京江此方より

申上候書面六通有之候段承り申候、去年近衛より御尋

之沢有之、一度養之事申上候後申上候事は無之候ニ、

六通とは不審千万ニ御座候、好事之偽作と存候、若々

書付見当り候へ、見度候間、取出し可遣候、先日無名

の上書写日下部より遣候、若夫らも六通之内にて候

哉と存候、何ニいたせつまらぬ世態と存候、井・上閣

申合セ候ては、是迄之諸役其外大一変相違無之、能々

聞合セ可申遣候、

京師之方も如何相成候哉、甚々心配ニ存申候、万事無
手抜可申越候、海防等も不致方よき都合ニ候哉、是又
相さくり可申候、先は早々申入候、今日は上書不差出
前に遣度、昨夜考付早々申遣候間、壯・玄等も不存候
間、手紙遣間敷、十一日ニ急き差立候間、其節万事可
申遣候、以上、

六月九日昼四ツ時

〔奥封ウハ書カ〕

〔印(封)〕

用事

五郎兵衛江

〔印(封)〕

〔印(封)〕

〔包紙ウハ書カ〕

〔印(封)〕

〔印(封)〕

用事

五郎兵衛江

〔鹿兒島市磯崎古集成船所蔵、照國公文書・島津喜彬公
御遺翰、明早川五郎兵衛書、蘭澤史料資料館蔵〕

七四九 松平慶永へ書翰 六月九日

西郷よりの尊書忝奉存候、甚暑之節御座候得共、愈御
安榮奉賀寿候、公私御繁用之由、種々御配慮之御事と
奉存候、然は

西城之一条委細致拜承候、扱々致方も無之都合と相成
申候、大奥より申来候にも、志印事も専ら紀之方江心
を運ひ本印江取入候段相聞得申候、

一 水老之御事、閣中も反と見込みの由、誠ニ歎ケ敷事に
御座候、何卒此義は是非に御説破御座候様奉存候、
一本印の御事、最早致方無之哉、時節到来とは乍申、残
念至極に奉存候、

上にて養の御事は一言之御咄も無之由、是は全く小
子橋公之義申上候故と被存申候、水・尾之両公も御希
望有之候よし、天下之御為は御捨置にて、御自身之栄
花御求めの義、武威御衰微之時節到来と恐入候事に御
座候、阿州の事扱々驚入候、左様之表裏にては不頼母
敷事にて候、小子所存は何卒天下静謐に五大洲御制御
御座候御儀志願罷在候処、御家門之内右様にては可敷
之極にて、貴君の御配慮御察し申上候、

一 土州此節暴之義無之、櫻閣もほめ候由、全く種々御教
諭故と奉存候、妹江も程能可申遣候、辰旧妾之事妹よ
り申越候義も有之候、何卒追々御教諭奉希候、
〔土岐丹波守頼昌、民部小輔長親、玄蕃頭尚志、土岐兼津守朝昌〕
一 土丹・鶴殿・永井・土津之事承知仕候、此節之趣にて
は、忠志之面々は追々被退候御様子、可敷之極と奉存

候、

一大老之儀〔松平伊賀守忠候、上田藩主〕上閣之分別之由、是は先年之返報之為助力に

引出候事と被存候、夫にては橋はとて六ヶしき訳と奉存候、櫻閣危き由其後如何に御座候哉、遠州説破有之候得共、難行屈事と奉存候、本田美濃御用召之由吉兵衛承候由、甚懸念に存申候、井・高・上申合候ては、一大事目前ニ奉存候、且又小子より近衛殿へ上奏之義不評之由、天下之御為と存し申上候処、扱々致方無之、以後閉口之外無之と存候、六通は全く虚事にて、入貴覽候両通已に御座候、其外之書面は好事之偽作と奉存候、御入手相成候は、何度奉存候、

一条約は御取極之上、西は紀に御治定之由、両違勅に相成恐入候旨、且邪宗始大变革之義、乍心配上閣之權勢強大にて閉口被致候との櫻閣口氣、左候得は最早御治定と被存候、京使も溜りの由、天下之變化、時節到来と歎息之外は無之候、叡慮如何之御事と可相成哉、天下治乱の界、天運に任せ候外無之と奉存候、小子考は仮令紀に相成候ても、天下之御処置道理に適候様、夫のみ祈り申候、此上は貴君にも夫々之処御勘考專一かと奉存候、水老卿之御心中誠に恐入申候、小子には益

御疎遠可然御時節と存候間、先々呈書不仕候、右之義は宜敷奉願候、参府之上如何之光景哉、扱々不面白事に御座候、伊達江は別段文通不仕候間、宜御伝声可被下候、猶相替候儀も御座候は、拝承仕度奉存候、先は早々如斯に御座候、恐惶謹言、

六月九日

齊彬

越前賢公閣下

猶々、御自愛專一に奉存候、自国之手当も、嫌疑之義も可有之哉、其処も拝承仕度奉存候、以上、

〔照園公文書所収、他に昨夢紀事(日本史籍協会編)〕

〔参考 松平慶永書翰(島津斉彬宛)〕

扱例件種々周旋仕候処、何共残念之運に相成、遺憾に御座候、実は近来賀州專權にて、櫻は稍衰微に傾、夫よりして互に相排之氣味出来仕、櫻は橋、賀は紀と申様相成候処、豈図意外之〔大老、井伊直朝〕元老御撰挙相成、此亦紀之説持論にて櫻益孤立に相成候得共、兼て御尽力に依て、京師にては凜然賢且長者に思召止居候由伝聞仕、深難有奉存居候得共、賀州は特に暴断家にて、勅にて命にても拝承不申旨、一人断乎と申張、既に不待勅命御発しにも可相成模様に至り候故、小生

も乍不及色々元老初江周旋仕り、折々は寸功も有之候て、閣中之計を折候儀も御座候得共、何分志余り有とも才足らず、遂に回天之力不行届、所究去る廿五日紀公と御発表に相成申候、是全小生心配之不足にて深慚入候訳柄に御座候故、申上候も面目なき儀に御座候得共、兼々御熟考之御儀故、不包奉申上候、尤当月朔日御養君被仰出前に、随分力に及候分は致置、其被仰出後も、一倍手強賢且長と申事申立候得共、何を申も廟堂之御大事、一兩人之力には難及、如何程主張致候迎も、空言同様にて、用捨は不在我事故、心配之方か一も不行届、誠ニ焦思に不堪奉存候、尤伊達兄にも抜群非常之御尽力、何共感服之外なき儀に御座候、別て元老へは御統柄も有之候故、甚しき御周旋被下、忝次第に御座候、御序に御厚謝可被仰下候、○廿四日には堪らへ兼、卒爾に登城仕候処、丁度折も折、水・尾両公も御登城被為在、今般違勅等之儀御敵責被成候処、閣老一体頻に弁し返し候と申事に御座候、小子は唯一人夜分迄居残、何分此節違勅之折柄、御祝事処には有之間敷趣、逐一懇陳候処、道理には屈服致なから、是亦遂に行はれ

不申、実以残念之至難申尺候、尤右等委曲之儀、当節諸端之事務取込居、細かに尽兼候故、過日来毎々貴臣迄、内々以家頼為申込置、一々言達致具候様相頼置申候、定て已に達御聴居可申と存候に付、唯大方之処得御意申候、

(照園公文書所収、他に昨夢紀事(日本史籍協会編))

七五〇 水軍方への支給高について御勝手方達

六月十日

高式千六百石

右は此節水軍兵士被召立候ニ付、給地没収高等にて、帖佐与御蔵入相成居候株ヨリ、右之通水軍方へ被差分置、左候て兵士へ被成下候御切米之儀は、外々同様物奉行方ヨリ相渡、右高所務米ヲ以御代官ヨリ返米引結被仰付候条、如例可被仰渡旨御差図ニて候、以上、

午六月九日

川上右近印

此表書之通、如例可被申渡也、

午六月十日

御勝手方印

取次伊集院隼衛

(石室秘稿所収(国立国会図書館所蔵))

七五一 近衛忠熈へ書翰 六月十一日

(包紙ウハ書)

異国船之こと

上

申上 薩摩中将

乍恐以急便奉言上候、

益御機嫌能被為成恐悅至極奉存候、然は關東之様子去
ル五日便申上候後、又々越前守より内書申遣候趣にて
は、西丸之義も本壽院殿承知無之紀之方ニ治定之様子、
井伊も伊賀も実ハ橋公ハ不相好ゆへニ、京使被差出候
まへ迄には、大凡紀と治定可相成との事にて御座候、
堀田老入夫にては不宜と申候ゆへ未タ治定は無之候得
共、とても六ヶしき様子堀田も極々危く候よしニ聞得
申候、

一 仮条約も堀田心配仕候得共、大老と伊賀申合セ権勢強
く相成候て、御取極メ御治定之上溜詰之内御使にて衆
議異存無之間仮条約取結ニ相成候旨、御届同様ニ相成
候評議之よしニ御座候、双方共ニ違勅之姿ニ相成、誠
ニ恐入候得共致かた無之段歎息いたし居、越前江内々
堀田申聞候よしニ御座候、且又私より内々奉言上候西

城之書面之義内々伊賀等も承り候て、閣中評判不宜よ
しも承り申候間、此間之呈書今日之呈書共極御内々奉
願候、三條様ハ井伊と御近縁之事ニも在らせられ候間、
別して其御心得ニ奉願候、

一 堀田申候ニは先日

左府様より委敷御直書も参り候へとも、中々其儀も御
用ひ無之困り入候と申候よし、

一 同人話ニ仮条約之上武備之御沙汰ニても有之候得は宜
敷候得共、大老・伊賀等は夫も十分ニは不及位之考ニ
ては有間敷やと申候よし、

一 堀田事退役ニても可相成様子、大老より伊達遠江江申
候間、色々申候て先ツ承知ながら何分危く御座候よし、
一 西城之事ニ付、越前・伊達・土佐守・私等閣中大不評
之様子ニ御座候、

先は關東之様子承り候分内々奉言上候、誠ニ恐入候事
なから、大老・伊賀等只々關東之御威光を専らニ存候
と相見得、大罪難差置ものと奉存候、此上、

御不満之御事御座候ては、忽チ大乱眼前之御事誠ニ不
容易時節到来と甚々恐入奉存候、其外關東諸役之内橋
公を申立候土岐丹波・鵜殿民部・岩瀬肥後、永井玄蕃、

土岐攝津守等、事の外不首尾之由相聞得申候、

一大老・伊賀共に水老卿と不和、阿部伊勢と第一ニ不和
之もの共ゆへに、私之恨を含候処も有之候旁可恐時節
ニ御座候間、言上之趣何卒御秘し奉願候、却て嫌疑内
乱之基ひニ御座候間伏て奉願候、此節申上間敷とも存
候へ共、夫ニては却て御不都合と奉存候間有之候奉申
上候、以後關東より之義申上ニ相成候て、万々一御不
満之御都合ニも御座候へ、早々同度奉存候、此上へ外
ニ良策も無之天運ニ任セ候外無之と奉存候、才輔江も
御はなし御無用ニ奉願候、其外好事之面々色々成偽書
拵候て人氣為致疑惑候義多く誠ニ心配仕候、五日言上
之様子相違ニ付早々奉言上候、
貴覽之上御火中奉願候、誠恐誠惶謹言、

六月十一日

印(封) 印(封) 印(封)

極内々御直覽

〔公・石室秘稿中「高杉公史料補遺」五年戊午所取〕

七五二 徳川慶福の將軍養子ならびに称号、住居

に関する幕令について家老達

六月二十五日

大目付江

〔徳川慶福、和歌山藩主〕

紀伊宰相様御事 御養君被仰出之候、

右之趣、今日出仕之面々へ可被達候、

六月廿五日

大目付へ

御養君様御事 宰相様奉称、 御殿西丸ニ被仰出、当

分 御本丸ニ 御逗留被遊候、

六月廿五日

右従 公義被仰渡候条、不洩様可致通達候、

六月

御家老座印

〔石室秘稿所取(国立国会図書館所蔵)〕

七五三 当秋の給地高所務米買上中止について家

老達 六月

当秋之儀は、御当地諸郷共一統米穀豊熟之年柄ニ無之
由候ニ付、当年之儀は給地高所務米之内御買上不被仰
付候条、向々へ可申渡候、

六月

駿河新納

〔石室秘稿所取(国立国会図書館所蔵)〕

七五四 外国御用取扱い役人の件に関する幕令に

ついて家老達 六月

大目付へ

大和守事外国御用取扱、備中守・下總守申合可相勤旨
被仰付候、其段向々へ可被達候、

六月

大目付江

道醇下總守事、外国御用取扱被仰付候事、

右之趣向々へ可被達候、

六月

大目付江

外国御用取扱月番之御用向、当分道醇相心得候事、

道醇事

太田備後守

右之通改名候事、

右三通之通從 公義被仰渡候間、此段向々へ可被相達
候、

六月

御家老座印

〔石室秘稿所収 国立国会図書館所蔵〕

七五五 島津齊興湯治暇による帰国につき、新納

久仰下方向御用掛拜命に関する家老達

六月

新納駿河殿

右は当秋 宰相様御湯治御暇御願之通被 仰出候ニ付
御下方向御用掛被仰付候条、向々へ可申渡候、

六月

左衛門 島津
久敬

〔石室秘稿所収 国立国会図書館所蔵〕

七五六 島津久光へ書翰 七月三日

愈御清安珍重に候、昨日町便着、別紙申来候間掛御目
候、折角橋公と存候得共致方無之、此上何卒平穩に相
成候様致度存候、先は早々、以上、

七月三日

薩州

周防殿

〔照国公文書所収、他に島津家書翰集(日本
史籍協会編)順聖公年譜(薩藩史料)吉彬公〕

七五七 伊達宗城へ書翰 七月四日

〔包紙ウハ書〕

伊達江守様 松薩摩守

〔包紙ウハ書〕

宇和嶋公閣下 齊彬

〔封紙ウハ書カ〕

「拝呈」〔見カ〕

貴翰致拝呈候、愈御清安賀寿欣然之御義奉存候、被仰

下候条々委細承知、相濟候分は別段貴答不申上候、

西城之一条、紀〔和歌山藩主 徳川慶福〕ニ御治定之よし、此節承知仕候、此上

は致かたも無之、何卒万事無御手披御所置希候事ニ御

座候、御互ニ閣老は悪敷存候は必定と奉存候、閉口之

外は無之と奉存候、

一御建白之御写拝見仕候、至極御尤之御儀と奉存候、

一對柳は定て時を得候と奉存候、光景同度候、

一老竜公之策極劣之よし、久々御不沙汰申候ゆへ、何事

も存し不申候、

一阿州も其後如何、同度候、

一京も如何ニ候や、頼と陽明家より御文通無之候ゆへ、

何事も相分り不申候、

一当中之御建白、引替ニ相成候よし、全く御精力ゆへと

奉存候、

一尾之事、九十余輩の結党も釀候よし、扱々驚入申候、

御大望以之外之事ニ存候、可恐事ニ御座候、営中にて

御逢も御座候や、同度候、

一陽明家江文通之事〔松平伊賀守〕上田始メ存候よし、越〔松平越前守〕より申越候、

六通と申越候へ共、左様にては無之、全く偽作相交り

候やと存し申候、陽明・三條兩公江一通ツ、申上候事

ニ御座候、其後何も申上候事は無御座候、

一老龍公百間之大艦之御存立、誠ニ無用之最と奉存候、

夫より蘭江御注文にて三十間位之船出来候方宜敷と奉

存候、左様之思召ゆへ閣老も嫌ひ、橋公之御不為ニも

相成候義、致かた無之候、

一はま田之事、未タ治定は不仕候、御厚情忝、参府之上

御相談可申上候、

右五月八日之貴答申上候、

一京都より申遣候書付取落し恐入申候、九十人余結党等

之事にて御座候間、最早差上不申候、櫻閣も危く候処、

被仰談候て留り候よし、天下之幸甚と奉存候、其外被

仰下候条々承知仕候、井伊江小子心中御説話千万忝奉

存候、猶又宜敷希申候、

一三條殿用人より申上候義云々、実ニ恐入候儀、此後只

々御平穩ニ相濟候様致度存申候、

一鈴木之事云々、御良考と奉存候、此上万事天下のため

御尽力第一と奉存候、

一隠顯墨は舍密開宗コバルト条下ニ相見得申候、

右廿七日之貴答

一 肥前と商法之義は、追て委細可申上候、

十日之貴答

一 近衛殿江之御進物宜敷取計候様、早速京都家来江申遣候、

八日御添書貴答

一 珍砲之義承知仕候、然候処に七月朔日貴書相達候間、折角差急き候得共、八月末迄に差上候様ニ可仕候、以後急御用之節は、山崎拾迄急御用と申事被仰下候て被遣候様、表向にては時々延着仕候間、此段申上置候、玉之製作は格別とは存不申候、其内委細可申上候、小子は未タ所持不仕候間、写も可申付と忝奉存候、先は貴答旁早々申上候、猶又申上度事も御座候へ共、此度少々多用にて夜中認め、別て乱筆大略申上候、御仁免可被下候、後日万々可申上候、恐惶謹言、

七月四日

齊彬

天下仰望藍山聖公閣下

猶々、御自愛奉存候、英船六艘長崎江参候、私領海辺江廿七日碇おろし候、大東風ゆへ半日程罷在、江戸江参ルとの事にて、直ニ出帆いたし候、今日比は

混雑かと奉遠察候、内外之義少しも早く平穩ニ相成候様奉存候、以上、

誠ニ乱筆御仁免可被下候、以上、

〔宇和島伊達事務所蔵、照園公文書・島津家書翰集所収〕

年代不明分

七五八 徳川齊昭へ書翰 正月二十六日

封紙

上

薩摩守

御請

尊書難有奉拝見候、先以益御機嫌能被遊 御超歳恐悅
奉存上候、当春ハ別て寒氣甚敷様奉存候、年始ニ付尊
書頂戴被仰下重畳難有奉存候、右御礼御請申上度如斯
ニ御座候、恐惶頓首、

正月廿六日

猶々、余寒折角被遊 御加養候様奉存候、何寄之御
品頂戴被 仰付難有奉存候、豚肉不珍敷候得共、御
入物返上仕候ニ付奉差上候、以上、

(島津家書翰集(日本史籍協会編)所収)

七五九 戸塚静海へ書翰 (ローマ字書翰) 二月三日

〔訳文〕

偕其ノ後ハ如何候哉、昨日ハ寒サニテ閉ヂ候テ、昼後
ハ宜敷由、昨夜中エン今朝如何ニ候哉、委敷承度候、
寒キ時塞ガマ手当ハ無之候哉、カミルレウハテル遣候、

又入用ニ候ハバ一日前ニ申遣スベシ、薬ノ事岡村へ申
遣候事御座候故、能ク承ルベシ、事ニ依レバ内々其方
ノ薬計リ都合致シ上ゲ候様ニモナルベシ、委敷事ハ岡
村ヨリ申スベシ、左様ニアレバ何ヲ上ゲ候哉承度候、

二月三日

静海

〔原文〕

sate sononoti wa i kagasolo ia sakoeditoe
wa samoesa ni te todisolo te hiloe go
wa iolosiki iosi iosi sakoeiatiûu en
kontioo ikaga ni soloia, koewasikoe
oeketamawalitakoe solo, samoekitoki
hoesaganoe teate wa kolenakosoloia
kamillewaoter toekawasi solo, mata
ili iooni soolawaba itiditoe maeni
moositoekawasoe besi, koesoeli no koto
okamoela e moositoekawasi solokoto
gozasoloué iokoe oeketa mawaloe besi
kotoni ioleba nainai sonohoo no koesoeli
bakali toegoo itasi agesolo ioonimo
naloe besi koewasiki koto wa okamoera
ioli moosobesi, saiooni aleba nanio
agesolo ia, woeketama wali takoesolo,
nigatoe miika
seÿkaÿ

(島津高彬公伝(池田俊彦)所収)

七六〇 川路聖謨へ書翰 三月九日

川路君

薩州

日々不順之時候ニ御座候処、愈御清安奉賀候、然は此節無拋御郡代金拝借相願申候、委細は以家来申上候通之事にて、甚差支当惑之次第ニ御座候間、厚御含被下候様奉希候、扱また金山之義、此節申参候様子にては山模様弥宜敷、追々出金相増候との事に御座候間、当年中大丈夫百貫内外は上納可仕と存申候間、秋比にも相成弥出金相増候は、又々前借相願候義可有之候間、只今より宜敷御含置可被下候、此段以書中御頼申上候間、宜敷御含奉希候、頓首、

三月九日

猶々、時氣御自愛專一奉存候、委細伊三次(且下部)より可申上候間、只々も宜敷奉希候、以上、

薩摩守

左衛門尉様

用事

(川路聖謨文書(日本史籍協会編)所収)

七六一 徳川齊昭へ書翰 七月三日

封紙

上

御請

薩摩守

過日ハ尊書被成下難有奉存候、甚暑之節御座候得トモ、益御機嫌能被遊御座候(符也)恐悦奉存候、然ハ琉地一条相願候処、御含可被遊旨被 仰下難有奉存候、辰江申立候書面ハ、近日差上候様可仕候間宜敷奉希候、且先日御賛奉願候処、頂戴被 仰付拜見仕候処、桶子之儀迄有之、本望之御賛誠ニ以難有奉存候、将又虎壽丸之儀モ委細被 仰下、誠ニ以テ難有次第奉存候、御礼御請奉申上度如斯ニ御座候、恐惶敬白、

七月三日

猶々、時氣不順之節 御厭被遊候様奉存候、此品々如何敷御座候得共、御礼之印迄ニ進呈仕候、乍末中納言様ヨリ毎々御懇之蒙 御意難有奉存候、以上、

(島津家書翰集(日本史籍協会編)所収)

七六二 徳川齊昭へ書翰 七月五日

尊書被下難有奉拜見候、残暑之節御座候処益御機嫌能被為入恐悦御儀奉存候、然は此間龜末之品進上仕候処、早速御用も相成候由承知仕重畳難有奉存候、且又早馬之儀委細承知仕候、来春迄ニは吟味之上取寄差上候様

可仕候、併先年差上候程之早馬は無覚束奉存候、先は御請可申上如斯ニ御座候、恐惶頓首、

七月五日

猶々、残炎折角被遊御厭候様奉存候、以上、

〔包紙ウハ書〕

薩摩守

御請

〔水府明德会彰考館文庫所蔵〕

七六三 徳川齊昭へ書翰 九月八日

先月中東へ申通候見分日限、心得違ニテ当月ト相心得、定て 御聞ニモ入候哉ト恐入候、御当日九月廿三日見分ハ、廿一日ニト申テ承リ、同月ト存込誠ニ申訳無之奉恐入候、先日ハ雨天ニハ見分残有之候ニ付、来ル十日又候見分御座候ヨシ、雨天之節ハ代日十六日ニ相成申候由ニ御座候、右之名前左之通、

御錠口

瀧尾

岩尾

佐川

表使

谷浦 織江

御右筆

るむ

御錠口介

せよ

御次

くわ

りう

御当日来廿一日モシ御当曉大雨之節ハ、廿八日ト申事ニ承込申候、尚又御日取違候ハ、早々奉申上候、近日ニ御次第書取出シ申候間、早々可差上候、

九月八日

〔島津家書翰集(日本史籍協会編)所収〕

七六四 徳川齊昭へ書翰 十一月二十九日

尊書難有拝見仕候、寒冷之節御座候処、益御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、然ハ時気御尋トシテ 尊書頂戴、殊ニ御国産之佳品拝領被仰付、重疊恐入難有奉存候、右御礼御請奉申上度如斯ニ御座候、恐惶頓首謹言、

薩摩守

十一月廿九日

臣貞一 誠惶誠恐謹上言夫科

上

猶々、寒氣折角 御厭被為在候様奉存候、此カラス

ミ如何敷奉存候へ共進上仕候、以上、

(島津家書翰集(日本史籍協会編)所収)

七六五 新納久仰へ書翰

御筆也

一 船問屋松村源左衛門事、船主船番之事迄も我侭之取計有之哉之事、其外船問屋共諸郷船主共之障ニ相成候哉之事、

一 波見新六船取揚、又元之通申付候ニ付ても、源左衛門并ニ書役大橋猪八等之取計不宜、且品々我侭有之哉之事、

一 矢野十兵衛外両三人申合せ、救金其外之事ニ付、自侭之取計有之哉之事、

(高杉公久光公御自筆写等所収(東大史料編纂所所蔵))

七六六 某氏へ書翰

先達て十郎よりも右之義承り申候、尤之事ニ候得共此外難捨置事多く候、夫すら十分ニ取直之義難叶訳も有之、夫ニ引くらへ候へは

先ツ小事ニ候、其上喜太郎事近々新婚之様子ニも承

礼者万世之始一生之大儀而夫婦者人倫之大綱也焉故礼

り候、旁及勸考候処、当時禁制申付候ては却て当人

曰日月以告君齊戒以告鬼神為酒食以召郷党僚友以厚其

之ため、十郎之為ニも不可然存候間、其節も承知之

別焉、宜正礼義厚別以不可有婦狎戲諱焉、而臣頃日窃

返答不致候、殊ニ先年十郎事於高輪同様之節、大き

聞、新迎婦者或投之池或灑之水、此所由来旧焉、臣謹

ニむつかしく相成候事も聞得申し候旁ゆへ、当時

謂今人情輕薄風俗頹敗礼衰道將喪、而 君抛聖明

制禁申付候ては、十郎父子故申上と人々可申は必定、

之徳欲正倫理新旧染止奢侈振起万民、上保護

左候得は両人の事猶更色々可申立、兼て十郎事を世

朝廷下撫四夷焉、必須道明于上而俗正于下也、左右者

上ニて種々申候処、以後召仕仕にく、相成候間、先々

国之標準民之所望、雖一言一行亦可慎也、而況此事雖

此似ニ差置、新婚相濟候後、程過候上制禁可申付考

小吏関於大儀古人相嶺之謗亦可恥也、臣之至情不堪憾

ゆへ、十郎江も承知之返答不申聞事ニ候、其方より

激忘不肖侵譴怒万死亦有余罪、願

又々申聞候間、此段申聞候也、

君以寛仁之量憐臣微忠令左右禁此戯而使勉行於明道義

正人倫之学、則礼立上而下化之焉、然則豈唯臣一人之

幸而已乎、実万生之沢也矣臣貞一拜表俟罪、

明治三十七年五月四日写
順聖公御書入原書ノ仮臨摹

〔齊彬公御達及季翰所収（鹿児島県立図書館所蔵）、他に齊彬公往復文書（前同）〕

七六七 江夏直義へ覚書

順聖公

日本急務陸海軍御基始興起ニ係ル必要ノ九ヶ

条

齊彬公左之九条ヲ御自身ニ記シテ、江夏十郎

直義ヲ御地震ノ間ニ御呼ビ、此通実行ノ旨趣

ヲ以テ御渡相成御真蹟、左ノ如シノ御真筆ハ江夏

三十七年五月一日臨写ス、世ニ地震ノ間トハ、年月日

鷹城内へ地震避難ノ御家屋ニシテ四畳敷ノ家ヲ御削立、鉄

西洋規則

海軍法則

騎馬調練

歩兵教則

測量

舍密

製菓

幼院

貧院

〔齊彬公御達及季翰所収（鹿児島県立図書館所蔵）、他に齊彬公往復文書（前同）、齊彬公書翰集（前同）、島津家書翰集等〕

解題

第一巻解題に記された通り、第三巻は前二巻をうけて、安政五年分すなわち同年正月から斉彬死去の七月に至るまでの史料と、その死後文久二年から明治二十九年までの贈位関係記録とを本編とし、それに補遺編を加えたものを収めてある。

補遺編には第一巻分追加二七点と第二・第三巻分二三九点、合計二六六点が収められている。第二巻附録「月報2」の編集後記に記された通り、第二巻分については補遺編が予想外に多かったことと、本編だけで既に刊行予定分量に達したことにより、同巻では補遺を収めることができなかつた。したがってこの第三巻に第二、第三巻分の補遺を一括して収めた次第である。

市来四郎らが編集した「斉彬公史料」は、第一巻から第三巻までで、一応すべて刊行したことになる。目録点数からみると、第一巻四九五点、第二巻五八五点、第三巻七六七点合計一八四七点を数えるが、第一巻解題や「月報2」の編集後記でも指摘された通り、この中には前後重複するものがかかなりある。第一巻の重複部分は既にすべて削除して、目録も掲げられていない。第二巻には重複六五点と、ほかに史料名だけあって中味のないもの一点で、合計六六点が有り、これを除くと実数は五一九点になる。第三巻では重複四八点で、これを除いて七一九点となる。そこでこの重複部分合計一四点を除いて、第三巻までの収載点数は一七三三点となる。もともとこの中には部分的重複のあるものも幾つかあり、それらをどう取扱うかで若干の変更もあり得る。また目録一点の中に数点の史料を含むものもあるので、この目録点数を史料そのものの実数とすることにも難点があるが、大

体の傾向を察し得るであろう。

右のうち齊彬書翰は第一卷一六六通、第二卷三二通、第三卷一七〇通で合計三六八通ある。このうち第一卷二八三号は二通、同二八四号は五通の書翰を収めていて、目録点数二点に対し書翰七通という不整合があるが、それを勘案しても、この全書翰数は全目録点数一七三八点に対し約二一パーセントを占める。この書翰の年代別通数をみると表(一)の通りである。

表(一)

年 代	書翰通数
天保年間	5
弘化年間	26
嘉永元~3年	64
藩 主 就 任	
嘉永4年	19
5年	27
6年	50
安政元年	37
2年	15
3年	13
4年	39
5年	51
不 明	22
合 計	368

嘉永三年まで、すなわち齊彬が薩摩藩主に就任する以前が九五通、襲封以後が二五一通で、ほかに年代不明のものが二二通ある。そして襲封以前では嘉永元年から同三年までのお由羅騒動期のもものが六七パーセントと約三分の二を占めている。また襲封後では嘉永六年と安政元年および安政五年分で一三八通あり、二五一通中の五五パーセント余を占めている。外交問題の最も話題になった時期である。もちろんこれは年度により保存状況に差があるということもあろうし、必ずしも正確な数字とはいえないが大体の傾向を推測するには差支えあるまい。これを個人別にみると、多いものでは

表(二)

年	代	人 名	徳川齊昭	伊達宗城	松平慶永
			通	通	通
弘化年間			20	0	0
嘉永元~3年			22	13	1
"	4		2	9	0
"	5		0	2	0
"	6		5	1	3
安政元			7	4	4
"	2		3	0	6
"	3		2	1	5
"	4		2	8	10
"	5		2	0	9
年代不明			5	0	0
合計			70	38	38

分類すると、表(二)のようになる。

書翰通数の最も多いのが徳川齊昭で、松平慶永、伊達宗城がこれに次ぐ。更にこの三人あてのものを年代別に分類すると、表(二)のようになる。

徳川齊昭 七〇通 伊達宗城 三八通 松平慶永 三八通 島津久宝 二六通 多紀元堅 一七通
 近衛忠熙 一六通 山口定教 一五通 早川兼彝 一四通 池田慶政 一三通 伊集院兼直 一二通
 島津久光 一〇通

一見徳川斉昭あて書翰は弘化年間から嘉永三年までの斉彬襲封前に、四二通約六割が集中していることがわかる。伊達宗城については嘉永年間に多く、松平慶永はほとんど安政年間という特徴がある。この年代のずれは徳川斉昭が斉彬より九歳年長であり、有志大名中の先輩であったこと、伊達宗城は斉彬より九歳若く、弘化元年二十七歳で藩主に就任し、嘉永年間は三十歳代の壮年藩主であったこと、松平慶永は斉彬より十九歳も若く、藩主就任は早かったものの（天保九年十一歳で就任）、嘉永年間は二十歳代前半の青年藩主で、まだ頭角を表わずまでに至っていないかっただという事情による。斉彬は嘉永二年五月二十二日の徳川斉彬あて書翰で、当時二十二歳の慶永について、

松平越前事、毎々於殿中咄合も仕候、余程志も御座候様に奉存候（第一卷二一〇頁）
と人物評を書き送り、慶永の識見に注目している。

徳川斉昭への書翰初見は弘化二年五月二日付のものであるが、文中「過日は国狎〔狎〕、豚肉進上仕候処」（第一卷七二七頁）とか、「御手製之佳品拝領被 仰付、重疊難有奉存候、先年頂戴仕候後久々にて拝味仕」（同上）等の字句があることから、この書翰を斉彬が斉昭に贈った最初の書翰とすることはできない。両者の間には相当以前から文通があったものと考えられる。しかもその内容は多く蘭書の購入状況、蘭書に基づく諸施設経営の良否を知らせたり、蘭書の貸借依頼や答礼を行うなど、蘭学修業に関係するものと、琉球外交問題等を中心とする海防や外交問題に関する意見の交換等である。「月報2」の拙稿「島津斉彬の海外情報源」でも指摘した如く、斉彬は幕府天文台で翻訳した「海上砲術全書」をひそかに入手して、必要とあれば斉昭に貸与すると書き送っている。このほか例えば

蘭書之儀、珍敷品も無御座候得とも、書目差上申候、とても御用立候品は御座有問敷奉存候、当年は是非砲術

之新書取寄候筈ニ仕置候間、長崎より参次第、早々申上候様可仕候（中略）此以後珍敷書類外より借出シ候ハ、御内々申上候様可仕候間、何卒御藏書之内も、不苦御品拝借奉願候（弘化二年十月十三日、第一卷七二八頁）

と両者の間で蘭書の貸借が頻繁に行われている。もちろん蘭書に限らない。「且又和漢之御藏書之内、拝借相願候ても御許容可被下哉」（弘化二年十二月二十九日、同上七三一頁）とか、「色々相願度品も御座候へとも、差当り保元より寿永年中之実記、若々御在合も御座候ハ、拝見相願度、京地にても追々相尋候得共、何れも秘候て、其比之実記手に入不申、後普賢寺殿下之御記等、若々御在合も御座候ハ、拝借仕度奉存候」（弘化三年二月二十日、同上）等の如く、和漢書の借覧にも苦心している。そのほか印影鏡（写真機）、牛痘（種痘）等新来の機械、医術についていろいろ披露したりしている。

次に外交問題というのは、弘化元年フランスの軍艦アルクメヌ号が琉球に来て、通商貿易布教を要求、拒否されると宣教師フォカードらを上陸居住させたまま出航して、フランスは強引に実力でわが国の鎖国体制にゆさぶりをかけて来た。同三年にはイギリスも医師で宣教師のベツテルハイムを上陸居住させるに至り、幕府は敢て薩摩藩世子島津斉彬にその処理を命じた。こうして斉彬は弘化三年帰国してその処理に当るわけであるが、琉球をめぐる国際問題をかかえて、斉彬は徳川斉昭あての書翰で常に琉球状況を知らせ、斉昭の意見を聞きたいとしている。弘化三年閏五月二十四日付書翰（同上七三六～七頁）では琉球の状況を知らせた上、

右之通故、此度異人望之三ヶ条之内、通商之処は差免し不申候てハ、中山可及滅亡ニ哉、尤通商も本地にて不取結、清国於福建取結候か、又は属島之内にて取結ひ候様、示談仕候ハ、夫にて外通信と天主教ハ、断候ても可相済やと存候、

と英仏との交渉内容まで示し、本心は「御条目之通り一向ニ断、打払度十分存候へとも」とし、ただ琉球が遠海の国であり、かつ軍備もない国であるため「甚タ乍残念前文之通ニ愚考仕候」と、その悩みを打ち明けている。蘭学への情熱が斉昭のそれと合致し、ために両者頻繁な交流があつて、こういう外交問題の発生に当つては、斉昭こそは唯一の頼り甲斐のある先輩ということだったのであろう。

これが伊達宗城あて書翰になると趣が大きく相異なる。嘉永朋党事件いわゆるお由羅騒動や、それに続く父斉興の引退問題に関する、いわば一身上の問題に係るものが多い。この点第四卷所収予定の「内訂記」と併せ考える必要があるが、嘉永三年八月二十三日付書翰に、

余之ケ条は先ツ兎も角も、第一英船渡来商法申掛候一条、唐国掛合之条、并ニ日本服従之事申掛候ケ条、右三ケ条御届不仕秘密ニ仕候義、如何ニも不相濟事と存候（第一卷一三四頁）

と、イギリス船渡来に關しての薩藩から幕府への届出に、虚偽がある点を列挙して、果していま老中阿部正弘に内奏した方がよいか、そうすれば父斉興の責任問題が起るのではないか、

右様之義、兩端之所置如何取計候ハ、

皇国之御一助ニも相成、忠孝之道全く、同苗（斉興）并ニ国家後患無之為ニ可相成哉、種々及工夫候ても難及愚存御座候（同上二三六頁）

と苦衷を訴えている点は注目に値する。この書翰について編集者市来四郎は「此書伊達家秘蔵」と注記しているが、宇和島伊達事務所に現存するのかどうか不明である。

松平慶永になると、安政年間特に四、五年、外交問題、將軍継嗣問題その他万般にわたる書翰の往復が行われている。大藩しかも志のある藩主として、斉彬も大きな期待を寄せたようである。

書翰ではないが齊彬自筆の史料として、本巻補遺編に収めた「阿片戦争聞書」は、国際情勢に対する齊彬の関心の強さを示す格好の史料として興味がある。本史料の組版で二十二頁に及び、全文約二万一千字に及ぶ大部のものである。それは天保十一年から同十三年四月までのオランダ風説書をもとにしたものである。文中欄外の「甲」の張紙のある箇処に、次のように記されている。

右之通ニ天保十一年阿蘭陀人とも申出候、其翌年には蘭船参り不申候、天保十三年ニ艘入津いたし、夫より左之通り申参候事、天保十一年四月より天保十三年四月迄之風説書ニ御座候（本巻八二五頁）

とあり、最後の「天保十一年四月より云々」はこの聞書全体に関するもので、その前の記述を含めて全般的な史料の出処を記したものである。更にその後の文中「乙」の張紙の部分に、

右之風説書昨丑年可奉差上候処、乗戻、当寅年持渡候間、和解奉差上候、此末当年持渡書面ニて御座候（同上八三五頁）

とある。丑年は天保十二年、寅年は同十三年である。事実オランダ船は天保十二年台湾沖で大風にあつて難船、マカオに入つて修理の上日本へ来航のはずだったが、荷物の大半を売払つて修理費用に充てたため、結局そのままジャカルタに帰つたという（天保十三年風説書、「和蘭風説書集成」下巻二〇六頁）。

オランダ風説書では、天保十年（一八三九）分に、既に清国がアヘン密売を厳禁し、ヨーロッパ人が大いに困つてゐることが記されている（同上一九五頁）。その翌十一年七月の風説書には、

唐国ニ而エゲレス人に無理非道之事共有之候所より、エゲレス国より唐国に師を出し、エゲレス国は勿論カーフリーデホーフアメリカ州之内及ヒ印度エゲレス国之領地ニ而も、専兵を揃へ唐国に仇を報んが為め之仕組に御座候（同

上一九七頁）

とアヘン戦争発生の空気が伝えられている。天保十三年には事実オランダ船二隻が、五月十八日ジャカルタを出帆して、六月十九日長崎に入港、風説書を提出したが、その中で、

唐国トエゲレスとの戦争、今已不穩候、去々子年已来の義は追而別段可申上候（同上二〇七頁）

と一昨年来のアヘン戦争については別に申上げるとしている。しかしその別冊は「和蘭風説書集成」には収められていない。

恐らく斉彬は島津家の用頼オランダ通詞（「月報2」拙稿参照）等を経て、速かにアヘン戦争関係の風説書を入手したものであろう。その一部が天保十三年風説書に言う別冊に当るかどうかは定かでない。また斉彬の手書したアヘン戦争聞書が、風説書のままであるかどうかともわからないが、張紙「甲」の簡札の「風説書に候」とか、「乙」の簡札の「和解奉差上候」とある字句からすると、薩藩長崎聞役から提出した風説書を、そのまま手書したとして差支えあるまい。

ところで標題の中の「聞書」の語は、鹿児島史でも既に用いている（第二巻七九六頁）。これをみるとあたかも斉彬が聞取を行って書いたように理解もされるが、事実は上記の如くオランダ商館長の提出した風説書三年分をまとめたものである。だから斉彬の著述ということはできないが、これだけの分量を自ら筆写した情熱には感じ入る。しかし斉彬はなぜ長崎聞役から提出されたものをそのまま所蔵せず、わざわざ自ら筆写して所蔵したのか。また筆写するにしても、書役等に筆写させなかつたのはなぜか。後者についていえば、恐らくオランダ通詞から秘密にしてくれと頼まれたのが理由であろう。大体風説書の翻訳は奉行所の一と間を閉め切って、余人の立入りを厳禁した上で実施され、翻訳文章稿はすべて取上げられる。しかも出来上った翻訳文は奉行と目付以外一切他見を許さず、直接江戸の老中にあてて送るといふことであるから（前掲拙稿）、書役その他ほかの人に筆

写させることははばかれたであろう。恐らくこの風説書はきびしい秘密保持の要請のもとに、斉彬の手元に届けられたと考えられる。弘化、嘉永年間の例、例えば嘉永五年長崎在勤大迫源七は御家老座あて、同年六月のオランダ風説書を提出していること等から考えて（前掲拙稿）、既に天保年間にも薩藩長崎聞役が、オランダ通詞から風説書を極秘に入手することが行われていたものであろうか。そうとすれば斉彬は藩庁の秘密公文書を、世子という立場から自分の手元に置けなくて、別に筆写したということであろう。当時斉彬は江戸在住であったので、或は幕府筋から極内密に入手披見するということもあったかも知れないが、恐らく前者であろう。

風説書の内容は、清国におけるアヘン使用の歴史から始めて、一八三八年の清国政府のアヘン禁止政策、欽差大臣林則徐が広東においてアヘン二万箱を没収焼却する強硬姿勢が生々しく記される。更にマカオにおける禁制徹底策、そして遂にイギリスとの武力衝突に至る過程等、天保十二年（一八四一）八月ごろまでの様子が記されている。

清朝政府の強硬手段、それに対するイギリス側の武力行使の展開は、斉彬にどんな感懐を持たせたであろうか。斉彬の対外認識に大きな刺激を与えたことは否定できない。当時こういう情報を自ら手写して、正面からまじめに検討した大名がどれだけいたろうか。この聞書の存在は、ただ単にオランダ風説書を書き写したという以上の重要な意味を持っている。

この「斉彬公史料」は、島津久光・忠義が市来四郎らに命じて編纂させたものであることは、第一巻・第二巻の解題に記された通りである。その中心となった市来四郎についてもそれらに詳かであり、殊に収載史料の中に付けられた市来四郎の説明や注記が、後代のわれわれに多大の便益を与えてくれることも、前巻解題者の記す通りである。もちろん前巻「月報2」拙稿で指摘した通り、市来の記述に年代的ずれのあることも事実であり、ま

た相当量の史料の重複があったり、史料の配列に時代の前後錯雑もあつたりするが、われわれはその点を考慮して利用すればよいので、そのことで市来四郎の功績はいささかも減少するものではない。市来が長年月にわたる驚くべき根気と情熱で、薩藩史料の編集に当つたことは敬服の外ない。編集スタッフも少なく、交通、通信手段等あらゆる面で不便な中を、あちこち探訪収集する苦勞は、今日のわれわれの想像を絶するものがあつたと思われる。先きに伊地知季安、季通父子による史料収集の努力があり、いま市来四郎らによつて島津斉彬時代を中心とする幕末維新期の史料が数多く集められ、廃仏棄釈（これも市来が中心であるが）、西南戦争等によつて失われた薩藩史料の欠を補っている。

非常に小さなことであるが、市来の記述で、斉彬の造つた製煉所の位置についての郷土史家の誤解や、斉彬を祭る照国神社と南泉院との関係についてのかねての疑問を解明する例を掲げてみたい。

市来四郎によると、斉彬は製煉所を城内花園動植館内に造つたという（第一卷四五二頁）、ところがこれを誤記とする説が昭和初年鹿児島に現われている。すなわち林吉彦著「鹿児島之史蹟」（昭和五年発行）に、

此製煉所が鹿児島城内に在つたと誤解し或史に之を記述してあるが、是は誤りである。製煉所が現在の鴨池町（中村ノコト）に在つたことは余りにも明白な事実で、今年六十歳位の人で知らぬ人はあるまい。此一区域は小字を製煉所と称し、昔の炭小屋二棟、石の上下水道、石炭殻捨場が現存し、地下からは各種の鉱物が発掘せらるゝのである。然らば何故に此著明の史蹟を誤つたかと言へば、市来四郎氏手記の一部に「城内御花園」と誤写したのがあつたから、単に一冊の参考書を見たまゝ之を転写したのである。他の市来四郎手記には「城南中村の御花園」と記してある。即ち南と内との誤記である。常識から考えても斯く大規模の工場が城内に在る筈がない。（六五頁）

とあり、現在鴨池一丁目四七番一二号根本千春氏邸一角に、次のような碑が建っている。

製煉所址

嘉永四年島津斉彬公此地ニ製煉所ヲ創設シ理化学応用ノ研究ヲナサシム、是即日本ニ於ケル工業試験ノ権輿トス、其研究ノ主ナルモノハ綿火薬・蒸気機関・反射炉・熔鋳炉・硫酸・硝酸・塩酸・絹・綿布・漂白・洋酒・氷砂糖・パン等ナリ

昭和八年五月二十七日建之

中 郡 宇 村

林吉彦の住所は鴨池町七〇九番地となっているから、昭和八年中郡宇村の建碑に同人が関係していることは疑いあるまい。従来製煉所が中村にあったことは疑いのないことなので、市来の記す城内は城南の誤りだといふのである。

確かに城南騎射場（中村）に製煉所があったことは事実で、市来自身が記している。すなわち斉興の命で弘化三年秋中村騎射場茶亭構内に創建し、初め硫・硝・塩の三酸を製し、専ら医薬を製煉したという（「市来四郎自叙伝」『島津忠義公史料』第七卷九二〇頁）。その後嘉永四年七月、斉彬は「御城内動植館内に製煉所及び鉄煖鑄造の爲め反射炉雛形一基試築を命」じた（同上九二二頁）。共に市来の記述である。更に市来は後者の製煉所（局）の位置について、

該局ハ御休息所即チ大奥御座ノ間ヨリ、外御庭ヲ伝ヒ動植館ニ至ル僅ニ六七十間、百間足ラスノ所（本巻二四三頁）

と記し、かつ「御庭奉行及ヒ御庭方役場ヲ動植館ト云フ」と注記している。これで見ると早く斉興創建の製煉所

が城南に当る中村にあり、のち斉彬は城内動植館に製煉所を創建したというもので、同名の施設が二つ、城南と城内両方にそれぞれあったわけである。市来によると、斉彬襲封後は中村のものを御隠居御方と唱えて統轄を異にしたという（「自叙伝」九二〇頁）。市来説を精査すれば、林説の如く製煉所を一つにしぼる必要はなかったわけである。

次に例えば「鹿児島県史」は、斉彬死後文久三年五月照国大明神の神号を授けられ、城下「南泉院跡」に照国神社を創建したと記す（第三巻四頁）。また市来の記述でも「社地ハ南泉院跡ナリ」とか「城西旧南泉院跡ニ社殿創建」（本巻七九三頁）とかあって、文久三年当時南泉院はなかったような印象を与える。南泉院は鶴丸城西隣にある天台宗の寺院で、天保十四年の序文のある「三国名勝図会」に現存寺院として記されており、それから二十年後の文久三年迄に廃寺になったという史料はない。一部に文久三年の薩英戦争で焼失したとする説があるらしいが、同年神社建設中に薩英戦争が起って工事を中止したというので（本巻七九三頁）、この説は信頼できない。むしろ明治二年の廢仏棄釈で廢寺になったものと思われる。したがって市来らが「斉彬公史料」の編集をしていた時には、明らかに廢寺になっていた。市来は編集当時の時点に立って旧南泉院跡としたもので、県史はそれをそのまま記したために誤解を与えることになったのであろう。この点市来の記述にも一半の責任はあろう。しかし本巻四七六号の元治元年斉彬七年祭に当っての久光の祭文には、「於是創社於城隣南泉門外」（七九四頁）とあり、南泉院の門外に社殿を創建したとしている。更に社地についての市来の説明は、「旧南泉院境内本門前広場ノ一部、觀世音又ハ弁才天堂或ハ蓮池等ノ在リシ跡ナリ、現存社殿前に在ル大松教株ハ堤上ニ在リシ古松ナリ」（七九三頁）とある。すなわち文久三年社殿創建の折南泉院は現存し、照国神社は南泉院境内ではあるが門外広場に創建したものと解すべきであらう。市来が明治の時点で記述した「旧南泉院跡」の字句が混乱を招

いたもので、「三国名勝図会」にも門外に千手観音があり、昭和初期の写真には大鳥居の内側境内地に大きな松がある（拙著「ふるさとの想い出写真集明治大正昭和鹿児島」一二六頁）。恐らく当初この附近に社殿が創建され、明治十年西南戦争で焼失後の再建に当り（本巻八〇三頁）、廃寺跡の現社殿の位置に移転再建されたものであろう。市来の記述が時に混乱を招くこともあるが、その厳密な操作により多くの真実を発掘できるのであるまいか。

なお本巻補遺編は「月報2」編集後記に列挙された機関、史料等から、収集掲載したものである。関係機関等の御協力に対し厚く謝意を表す。

ところで本史料は次の第四巻で終了する予定になっているが、編集校訂をやっているうち、斉彬当時の家老たちの記録、「新納久仰譜」「鎌田正純日記」や、家老ではないが「安田助左衛門日記」等が斉彬治世の内容を細かに伝える貴重な史料であることを知った。この際これらの史料も是非継続刊行されることを切望する次第である。

（芳 即 正）

